

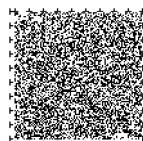
第4次御殿場市地域福祉計画

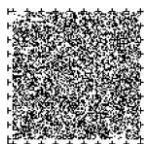
第5次御殿場市社会福祉協議会 地域福祉活動計画

地域でつながり、だれもが笑顔あふれ、
安心して、いきいき暮らせるまち



令和4年3月
御殿場市
御殿場市社会福祉協議会





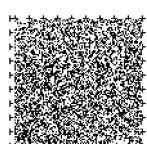
目 次

I 総論

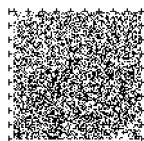
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置付け	8
3 計画の期間	10
4 計画の策定体制	10
第2章 御殿場市の現状	11
1 人口等の状況	11
2 アンケート結果からみた市民意識	20
第3章 計画の基本的な考え方	28
1 基本理念	28
2 計画の視点	29
3 基本目標	30
4 計画の体系	32

II 地域福祉計画

第1章 共生の意識づくり	33
1 きずなを深める地域福祉の醸成	33
2 多様な世代への福祉教育の充実	35



第2章 支え合い・助け合いの地域づくり	36
1 地域のつながりの強化	36
2 地域活動への主体的な参加の促進	38
3 地域で支え合うネットワークづくり	40
4 専門的な活動のできる人材の確保	42
第3章 地域における福祉の環境づくり	43
1 住みやすいまちづくり	43
2 防災・防犯の地域づくりの推進	44
3 要配慮者への支援の充実	45
4 地域に合った取組の推進	46
第4章 地域の福祉を支える仕組みづくり	47
1 相談支援体制の強化	47
2 情報提供体制の整備	48
3 地域のニーズに応じたサービスの提供	49
4 セーフティーネットの整備	51
5 福祉ネットワークの充実	53
第5章 計画の推進体制	54
1 市民・関係団体等と連携した推進	54
2 社会福祉協議会との連携の強化	54
3 庁内の推進体制	54
4 計画の評価・検証	55

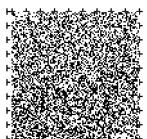


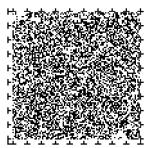
III 地域福祉活動計画

第1章 共生の意識づくり	57
1 きずなを深める地域福祉の醸成	58
2 多様な世代への福祉教育の充実	59
第2章 支え合い・助け合いの地域づくり	60
1 地域のつながりの強化	61
2 地域活動への主体的な参加の促進	62
3 地域で支え合うネットワークづくり	64
4 専門的な活動のできる人材の確保	65
第3章 地域における福祉の環境づくり	66
1 住みやすいまちづくり	67
2 防災・防犯の地域づくりの推進	69
3 要配慮者への支援の充実	70
4 地域に合った取組の推進	71
第4章 地域の福祉を支える仕組みづくり	84
1 相談支援体制の強化	85
2 情報提供体制の整備	86
3 地域のニーズに応じたサービスの提供	87
4 セーフティーネットの整備	91
5 福祉ネットワークの充実	93

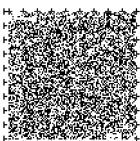
IV 資料編

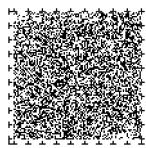
1 御殿場市地域福祉計画策定懇話会要綱	95
2 御殿場市地域福祉計画・御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定懇話会構成員名簿	97
3 用語解説	98

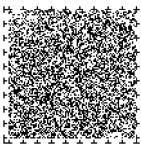




I 總論







計画策定にあたって

第 1 章



1 計画策定の趣旨・背景

(1) 計画策定の背景

近年、少子高齢化の進行、雇用環境やライフスタイルの変化等を背景として、家庭や地域での相互扶助機能が低下しており、ひとり暮らし高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者、障害のある人に対する虐待や自殺等に加えて、引きこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等、複合的な課題が顕在化しています。また、防災・減災の観点からも、地域の多様な担い手を育て、その連携を強めていくことが重要な課題になっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等により地域の行事や集まりが減少し、住民同士の関係の希薄化や生活に困難を抱える人の孤立化が危惧されています。

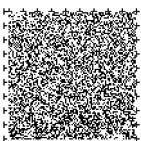
国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて「我が事」として人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

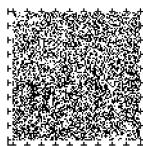
また、SDGs達成のための国の取組も進められており、全ての人が安全で安心して暮らすことのできる「誰一人取り残さない」社会をつくることは、全世界的な目標であり、まさに地域福祉の目標でもあります。

そのような中で、地域のきずなはますます重要であり、地域でのコミュニティ活動を通じ、日頃から顔の見える関係づくりを継続して行うことが大切です。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、行政の福祉制度によるサービスと、住民主体の地域福祉活動が垣根を越えて連携していくことが求められています。

(2) 計画策定の経緯・趣旨

本市では、平成18年10月に「第1次御殿場市地域福祉計画」（平成18～22年度）を、平成23年3月に「第2次御殿場市地域福祉計画」（平成23～27年度）を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。





御殿場市社会福祉協議会では、平成8年度から地域福祉活動計画策定に着手し、平成11年3月に「第1次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（平成11～15年度）、平成16年3月に「第2次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（平成16～21年度）、平成22年3月に「第3次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（平成22～27年度）を策定し、市地域福祉計画をはじめとする関連計画との連携を図りつつ、住民との協働により地域福祉の充実に取り組んできました。

また、平成28年度からが計画期間となる「第3次御殿場市地域福祉計画・第4次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画」では、「地域福祉計画」と互いに連携し合う関係にある「地域福祉活動計画」との一体的な策定を行いました。

これにより、本市と御殿場市社会福祉協議会のそれぞれの役割を明確化し、より一層の連携強化を図るとともに、これまでの計画の基本理念を継承しながら、地域住民、地域団体、ボランティア、福祉事業者等との相互の連携による地域福祉を推進してきました。

「第4次御殿場市地域福祉計画・第5次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）においても、前計画を継承し、地域において地域住民等の主体的な活動が円滑に行われるよう、また、本市における「地域共生社会」の実現に向けて、本計画を一体的に策定します。

（3）福祉施策の動向

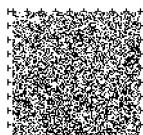
① 高齢者・介護分野

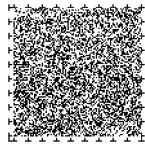
令和3年度から始まった「御殿場市第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画（成年後見制度利用促進基本計画）」では、今後「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年を目指した地域包括ケアシステムの整備、現役世代が急減する令和22年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中心長期的に見据えた「地域共生社会の実現」が求められています。

② 障害福祉分野

障害者施策に関する法制度が、障害者自立支援法から障害者総合支援法へ改正される中、障害のある人の地域への移行支援や移行後の生活支援、成年後見制度の活用など、地域での支援体制の整備が必要とされています。

さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することが求められています。





③ 児童福祉の分野

平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度（子ども・子育て支援事業計画）のもと、教育・保育の量的・質的な充実を図るとともに、地域子育て支援拠点事業をはじめとする家庭・地域の子育て支援の充実や、ひとり親家庭・障害児・児童虐待防止等の取組が重視されています。

④ 生活困窮者の支援

近年の暮らしに困っている人々が抱える課題は、経済的な問題に加えて社会的な孤立などがあり、それらが複雑に絡み合った場合があります。

複合的な課題により、現行の制度だけでは支援が難しいケースに対して、生活全般にわたる包括的な支援を行う、「生活困窮者自立支援制度」が平成27年4月からスタートしました。この制度により、相談者の社会的・経済的な課題や生活上の問題点等を把握し、分析、評価を行い、関係機関と連携し、各種制度利用の提案・紹介を行うなど、個々の状況に応じた様々な支援を継続的に実施しています。社会・経済状況の変化により、相談ケースが増加傾向にある中、迅速かつ適切な支援に向け、関係機関との連携体制の強化が求められています。

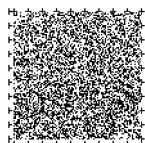
⑤ 再犯防止の推進について

平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、同月に施行されました。

再犯の防止等の推進に関する法律に規定する「地方再犯防止推進計画」において、各施策についての具体的な実施内容、担当部署等を明らかにすることで、犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための施策を効果的に推進することが求められています。

⑥ S D G s （持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。



17のゴール（目標）と169のターゲット（具体的目標）から構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

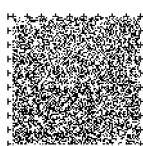
本市においても「御殿場市SDGs推進宣言」を行うなど、早い段階から取組を進めており、本計画においても10の目標について関連付けて、計画の推進に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画と関連するSDGsの目標

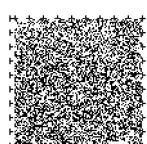
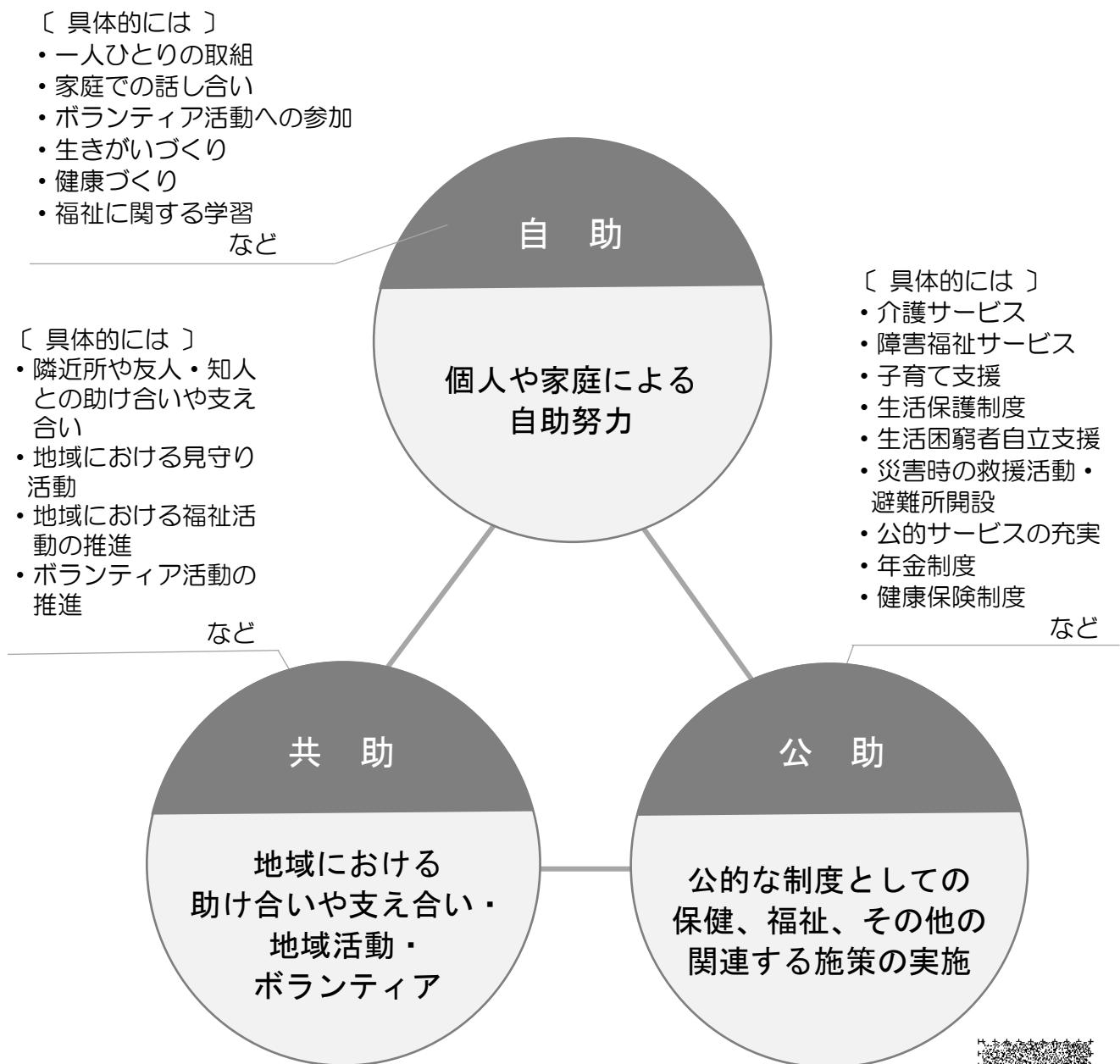
1 貧困をなくそう	目標1. 貧困をなくそう	8 働きがいも経済成長も	目標8. 働きがいも経済成長も
2 飢餓をゼロに	目標2. 飢餓をゼロに	10 人や国の不平等をなくそう	目標10. 人や国の不平等をなくそう
3 すべての人に健康と福祉を	目標3. すべての人に健康と福祉を	11 住み続けられるまちづくりを	目標11. 住み続けられるまちづくりを
4 質の高い教育をみんなに	目標4. 質の高い教育をみんなに	16 平和と公正をすべての人に	目標16. 平和と公正をすべての人に
5 ジェンダー平等を実現しよう	目標5. ジェンダー平等を実現しよう	17 パートナーシップで目標を達成しよう	目標17. パートナーシップで目標を達成しよう



(4) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。高齢者、障害のある人、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

また、地域生活課題の解決に向けて、自助、共助、公助の考え方に基づいて、市民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携した取組が必要とされています。



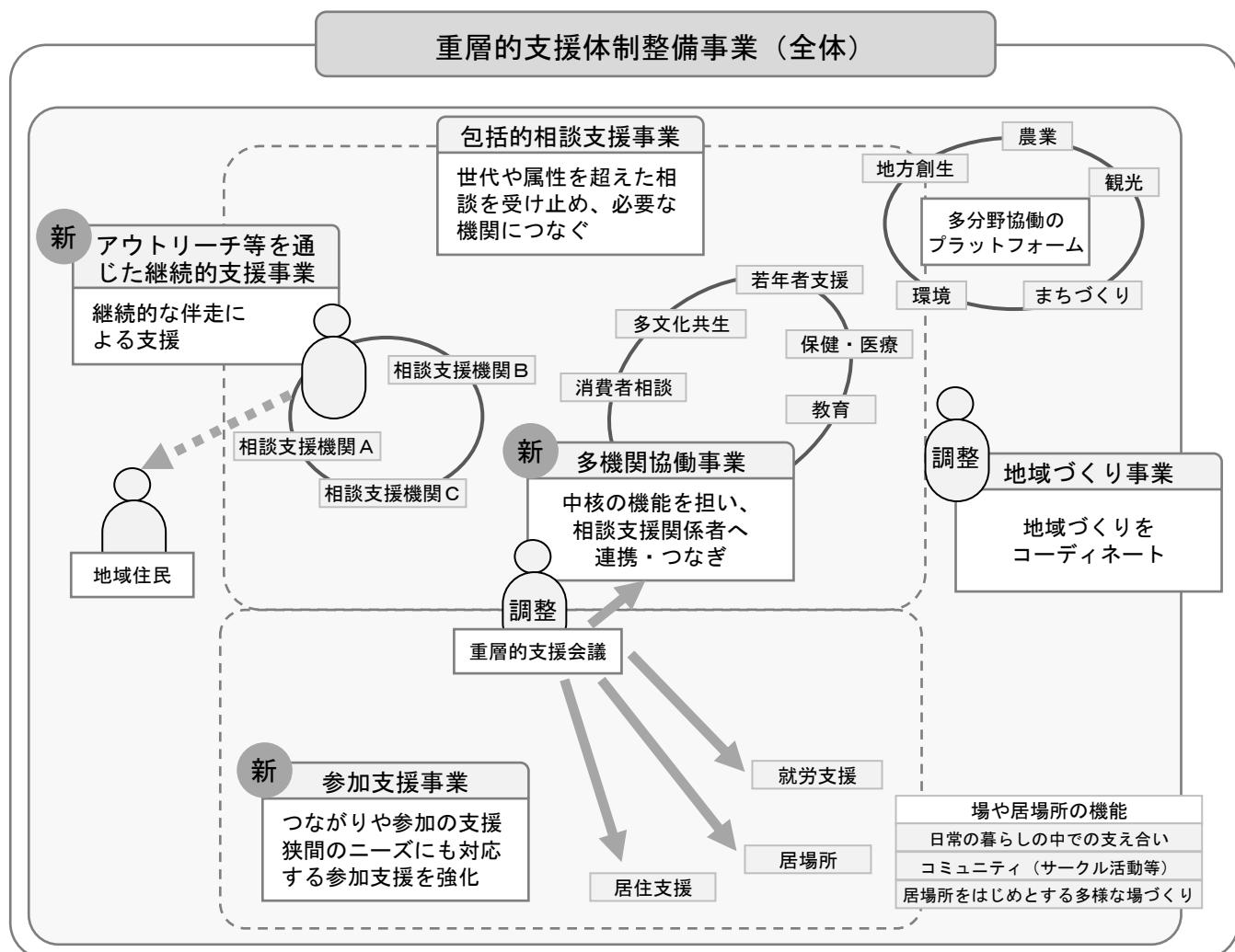
(5) 地域共生社会の実現（重層的支援体制整備事業）

国では、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

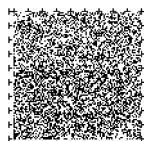
その一環として、令和2年6月の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布により、「社会福祉法」が改正されました。

改正社会福祉法では、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の多様化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）が創設され、包括的支援体制の整備などが推進されています。

重層的支援体制整備事業のイメージ



厚生労働省「重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて」を基に作成



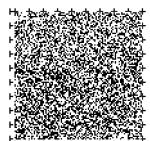
(6) 地域の捉え方

本計画における「地域」とは、一定の範囲や特定の地域を意味するものではありません。

本市における地域福祉活動は、行政区を基本として、自治会（区・組・班）、民生委員児童委員協議会、地域福祉推進委員会などの各種団体が連携して活動を進めています。

しかし、「地域」の範囲は、隣近所や自治会などの「生活の空間」としての地域をはじめ、ボランティア、NPO、事業者などの事業活動を中心とした「活動の空間」としての地域など、地域の捉え方は家族構成やライフスタイル、年齢などによっても異なります。

そのため、本計画では御殿場市全体を対象にした活動や施策を展開する場合は御殿場市全体を「地域」とするほか、人の営みや様々な活動が行われる範囲も「地域」とするなど、活動の取組内容やサービス内容などによって柔軟に捉えていきます。



2 計画の位置付け

(1) 御殿場市地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、御殿場市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

また、「御殿場市総合計画」を上位計画とし、御殿場市の目指す将来像を地域福祉の分野から実現するための計画です。

なお、高齢者、障害者、子ども・子育てなどの分野別計画の上位計画として位置付け、地域生活課題に関連する市の計画との整合を図ります。

（社会福祉法第より抜粋）

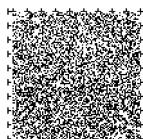
第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づき、社会福祉協議会が中心となって、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

その内容は、高齢者や障害のある方を対象とした福祉サービス事業、ボランティア活動の振興など、市民が地域でいきいきと安心して生活をするための活動や地域福祉の事業の主要な担い手づくりや地域福祉推進委員会の役割、特に各地域がそれぞれの課題を発見して解決していく、自主的、自発的な行動を推進するものです。

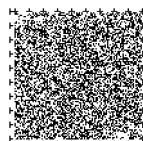
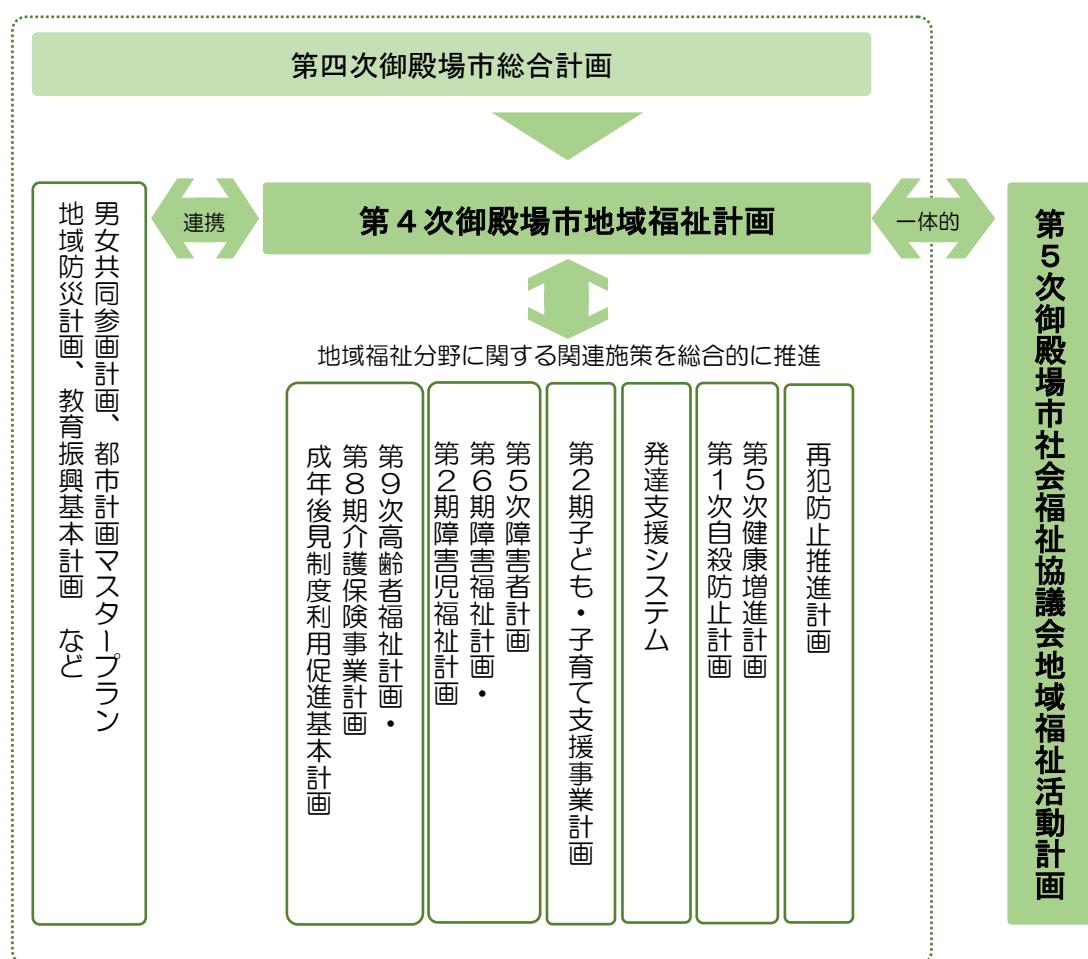


(社会福祉法より抜粋)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

[計画の位置付け図]



|| 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や国や県の動向などにより計画の見直しが必要だと思われる場合には、適宜計画を見直し、常に有効な計画であるよう努めます。

|| 4 計画の策定体制

本計画は、策定の段階からの積極的な市民参加と、庁内組織における検討によって計画づくりを行いました。

(1) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズ調査のため、市民を対象に「地域福祉に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施し、意見や課題を計画に反映させています。

« 調査の概要 »

（調査対象）御殿場市在住の15歳以上を対象として無作為抽出

配布数 2,040人 有効回収数 774人 有効回収率 37.9%

（調査方法）郵送配布 — 郵送回収

（調査期間）令和2年1月20日～令和2年2月25日

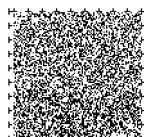
(2) 策定懇話会・策定委員会・庁内会議

本計画を策定するにあたり、広く市民の意見を聴取するため、学識経験者、福祉団体の代表からなる「御殿場市地域福祉計画・御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定懇話会」を設置し、その意見を計画に反映させています。

また、庁内においては、本計画を策定して地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画に盛り込む施策等について関係各課と検討・調整等を行い、計画案を作成しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く市民の意見を募り、計画へ反映するためパブリックコメントを実施しました。



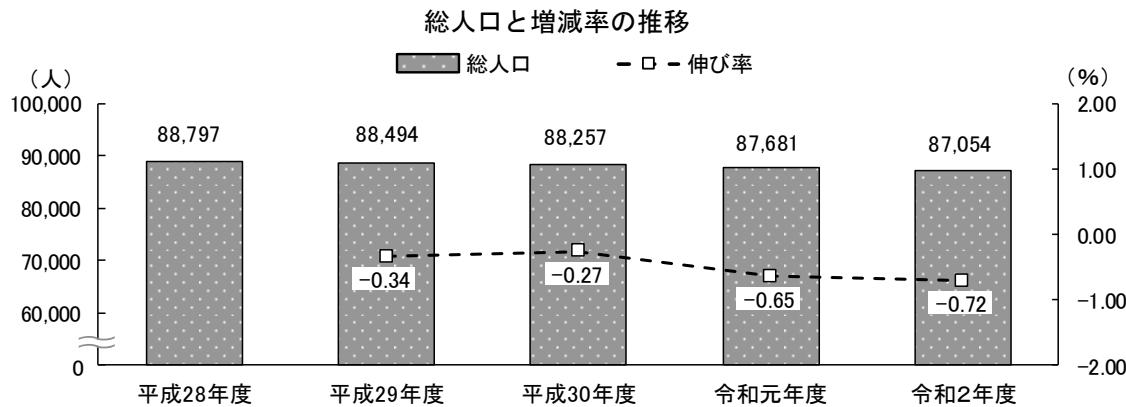


1 人口等の状況

(1) 人口・世帯の状況

① 総人口の推移

本市の総人口は近年緩やかな減少傾向を示しており、平成28年度の総人口（88,797人）と比べると、令和2年度の総人口は87,054人と、1,743人減少しています。

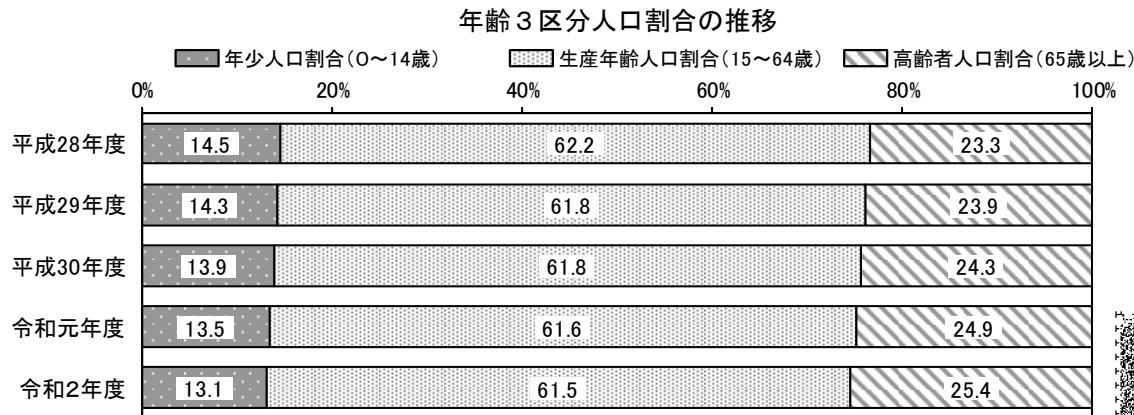


資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）
伸び率=総人口÷前年総人口×100-100

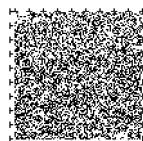
② 年齢3区分人口割合の推移

年齢3区分人口の構成比は、年少人口・生産年齢人口の割合は年々減少傾向となっています。

一方で、高齢者人口は年々増加傾向となっており、令和2年度には25.4%と4人に1人以上が高齢者となっています。



資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

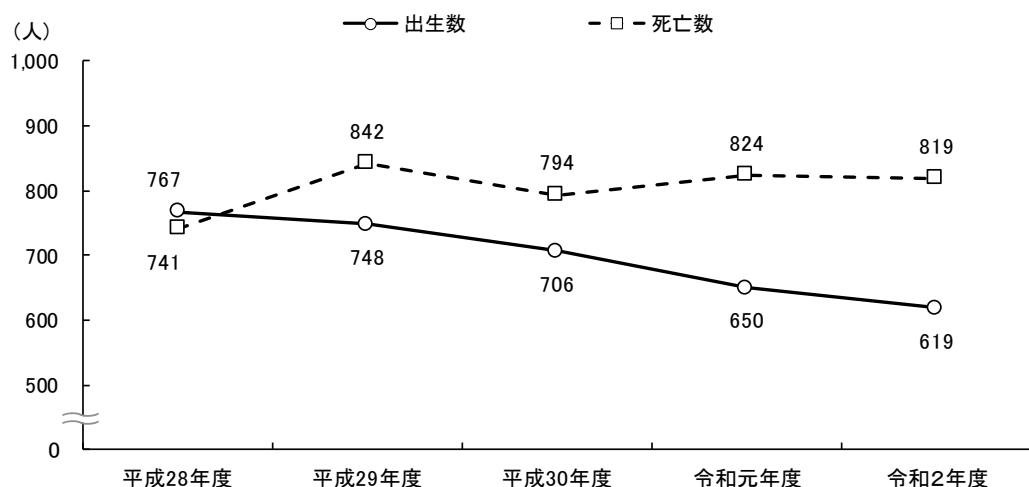


③ 自然動態と社会動態

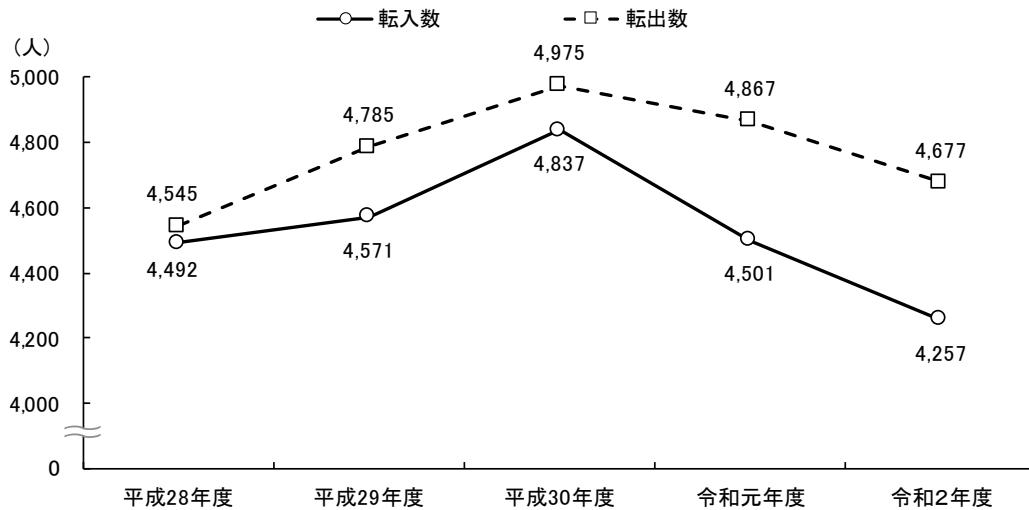
近年の自然動態（出生数と死亡数の推移）をみると、出生数は令和2年度に619人と、年々減少傾向にあります。一方、死亡数は平成28年度以降、増減を繰り返しています。平成29年度以降、死亡数が出生数を上回る「自然減」の状況となっています。

また、近年の社会動態（転入数と転出数の推移）をみると、転入数は平成28年度から平成30年度にかけて増加傾向にあったものの、平成30年度以降減少傾向となっており、令和2年度では4,257人と、平成30年度に比べ580人減少しています。転出数も平成28年度から平成30年度にかけて増加傾向にあったものの、平成30年度以降減少傾向となっており、令和2年度では4,677人と、平成30年度に比べ298人減少しています。近年では、転出数が転入数を上回る「社会減」の状況が続いているです。

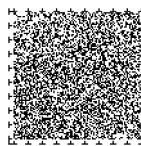
出生数と死亡数の推移



転入数と転出数の推移

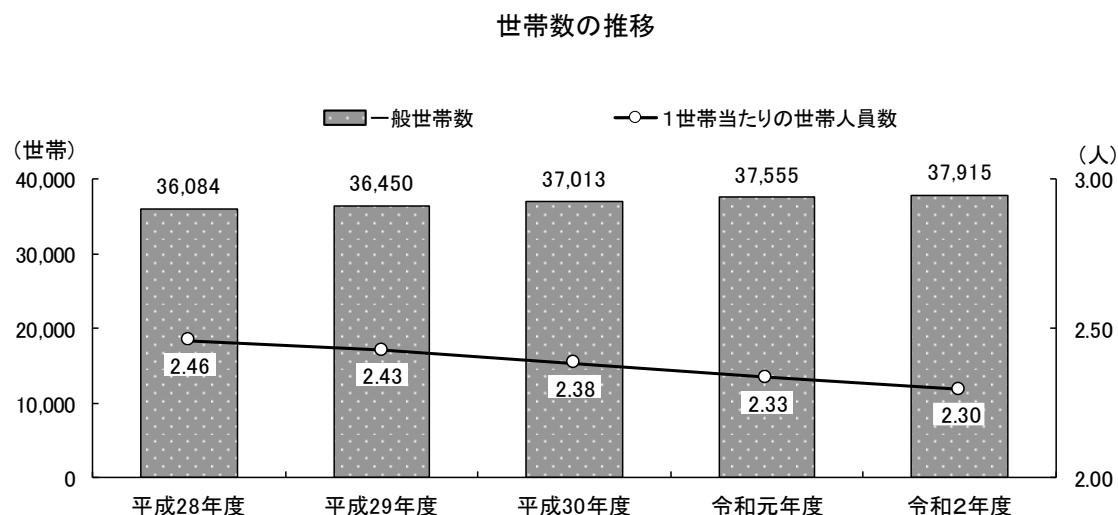


資料：主要施策報告書（各年度3月31日現在）



④ 世帯数の推移

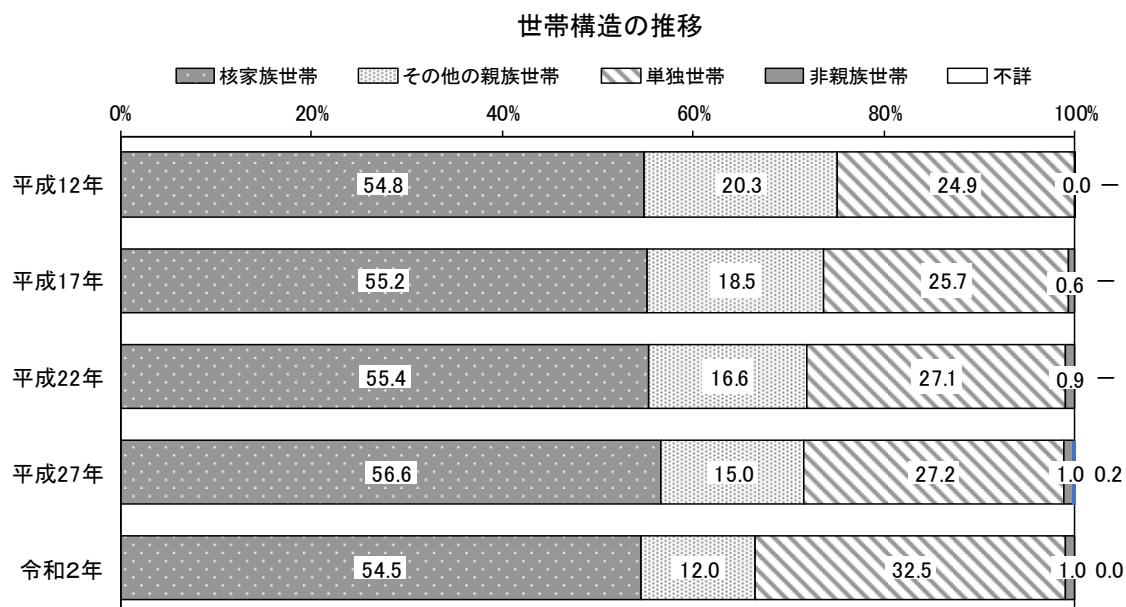
世帯数の推移をみると、年々世帯数は増加しているのに対し、1世帯あたりの世帯人員は減少しており、令和2年度では2.30人となっています。



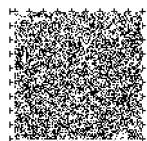
資料：主要施策報告書（各年度3月31日現在）

⑤ 世帯構造の推移

世帯構成比率をみると、単独世帯の割合が上昇し、その他の親族世帯の割合がその分低下しています。



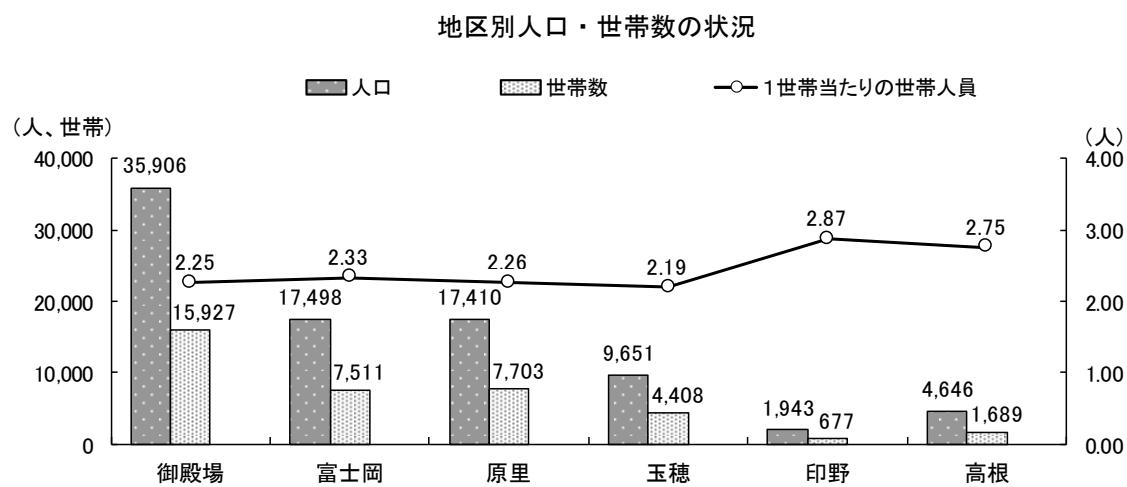
資料：国勢調査
平成12年～22年は「不詳」がありません



⑥ 地区別人口・世帯数の状況

地区別の人口及び世帯数の状況をみると、人口・世帯数ともに御殿場地区が最も多く、市全体の約4割を占めています。

また、1世帯あたりの世帯人員の状況をみると、印野地区、高根地区で2.7人を超える、他の4地域に比べて世帯人員が多いことが分かります。

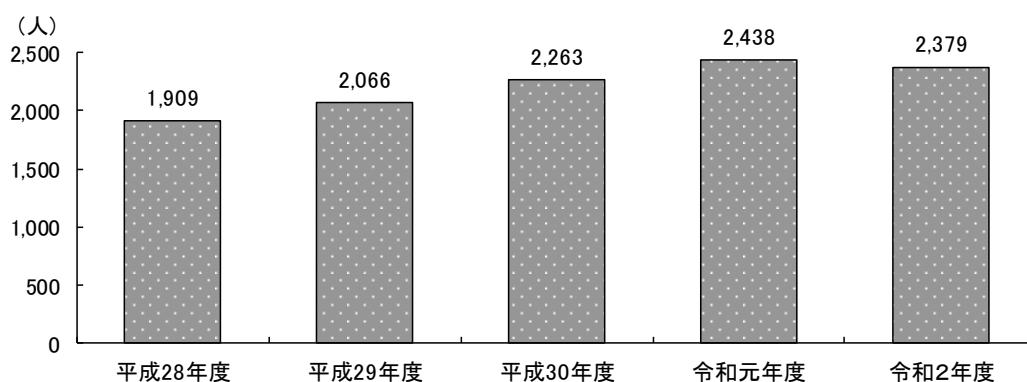


資料：主要施策報告書（令和3年3月31日現在）

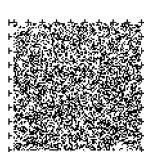
⑦ 外国人住民数の推移

本市の外国人住民数をみると、平成28年度から令和元年度にかけて増加傾向にあったものの、令和2年度では2,379人と、前年度と比べて59人減少しています。

外国人住民数の推移



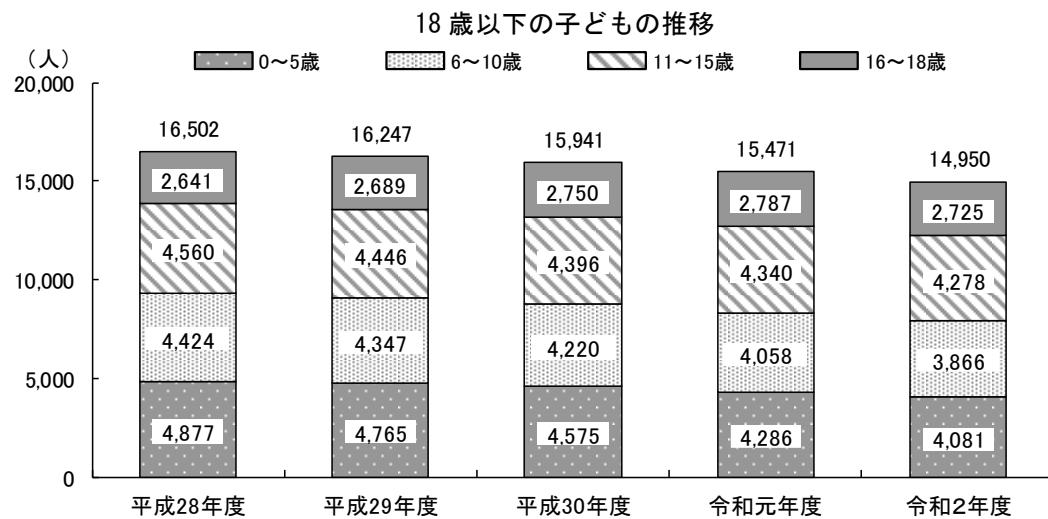
資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）



(2) 子どもの状況

① 18歳以下の子どもの推移

本市の18歳以下の子どもの推移をみると、平成28年度と比べると、15歳以下で減少し、令和2年度で14,950人となっています。平成28年度に比べて1,552人減少しています。

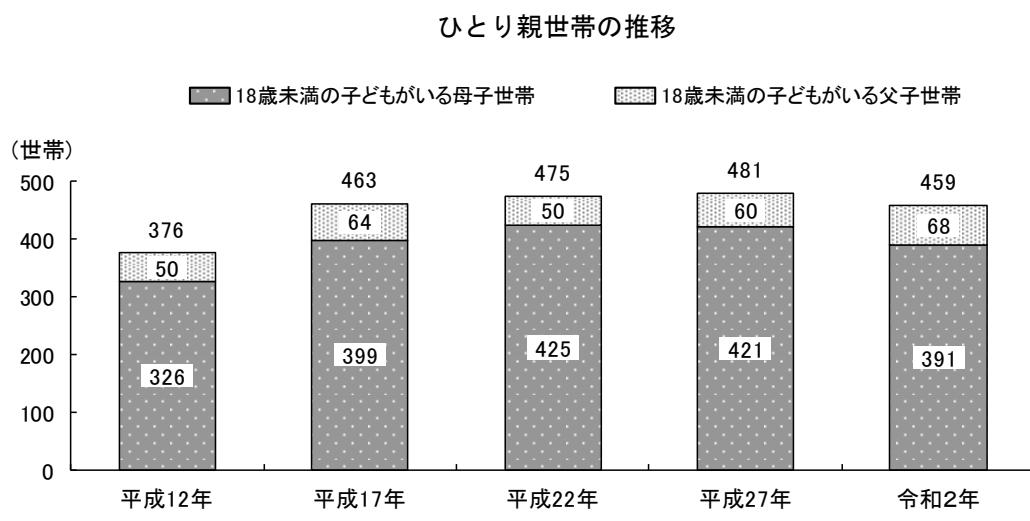


資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

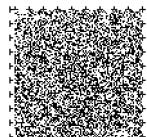
② ひとり親世帯の推移

本市のひとり親世帯の推移をみると、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯については、平成12年から平成27年にかけて増加し、その後減少し、令和2年には459世帯となっています。

また、18歳未満の子どもがいる母子世帯については、平成12年から平成22年にかけて増加し、その後減少し、令和2年には391世帯となっています。



資料：国勢調査

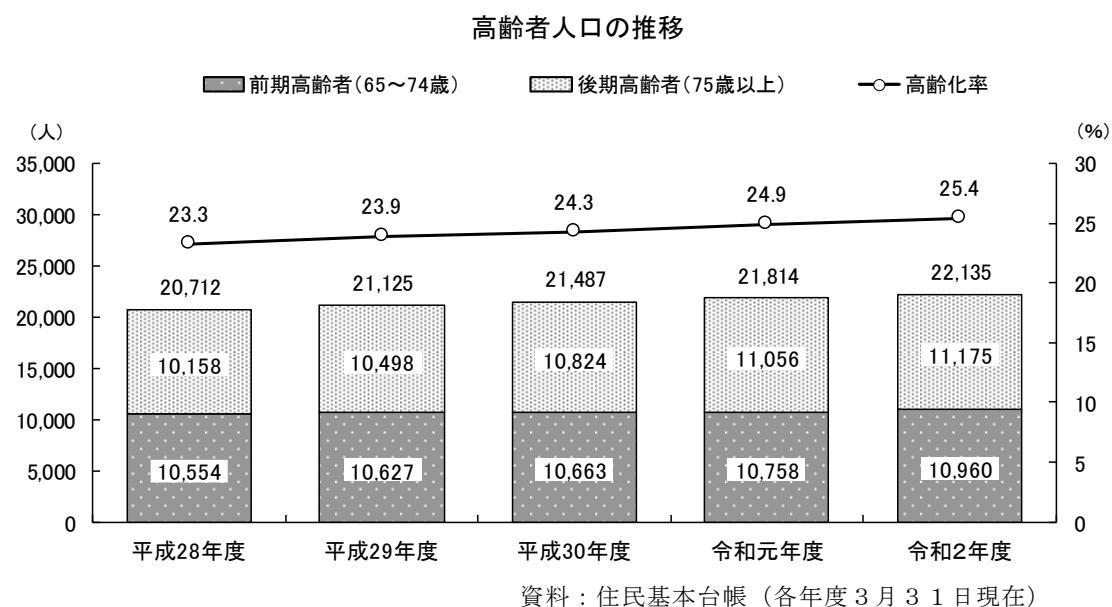


(3) 高齢者の状況

① 高齢者人口の推移

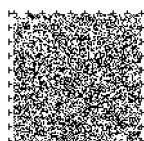
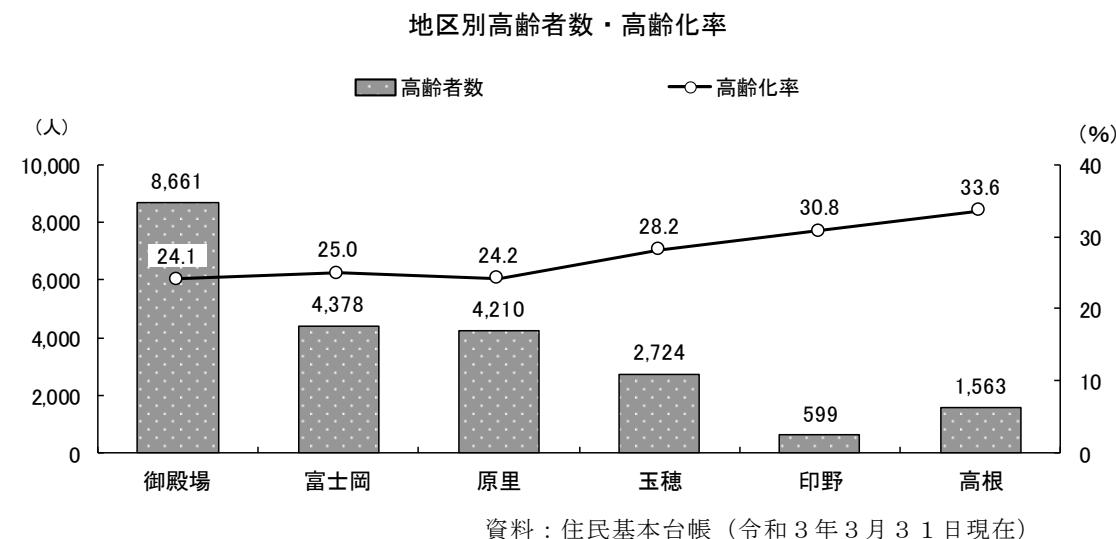
高齢者人口については、前期高齢者、後期高齢者ともに年々増加しており、令和2年度では、前期高齢者は10,960人、後期高齢者は11,175人となっています。

また、高齢化率、後期高齢化率をみると、年々上昇しており、令和2年度では、高齢化率が25.4%、後期高齢化率が12.8%となっています。



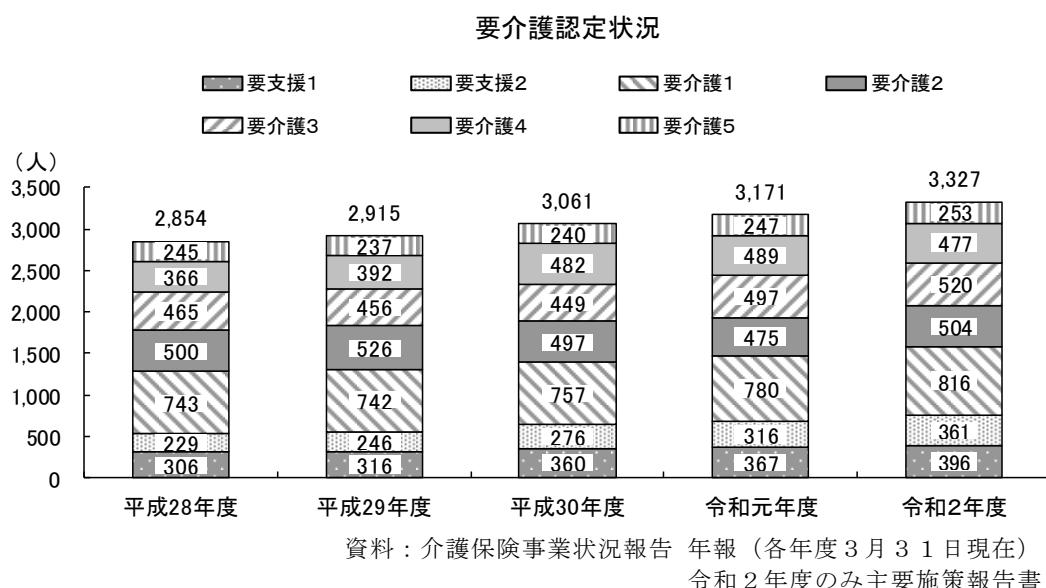
② 地区別高齢者数・高齢化率

地区別の高齢化率をみると、高根地区（33.6%）、印野地区（30.8%）、玉穂地区（28.2%）が比較的高くなっています。



③ 要介護認定状況

要介護（要支援）認定者数は、年々増加傾向となっており、令和2年度には3,327人となっています。

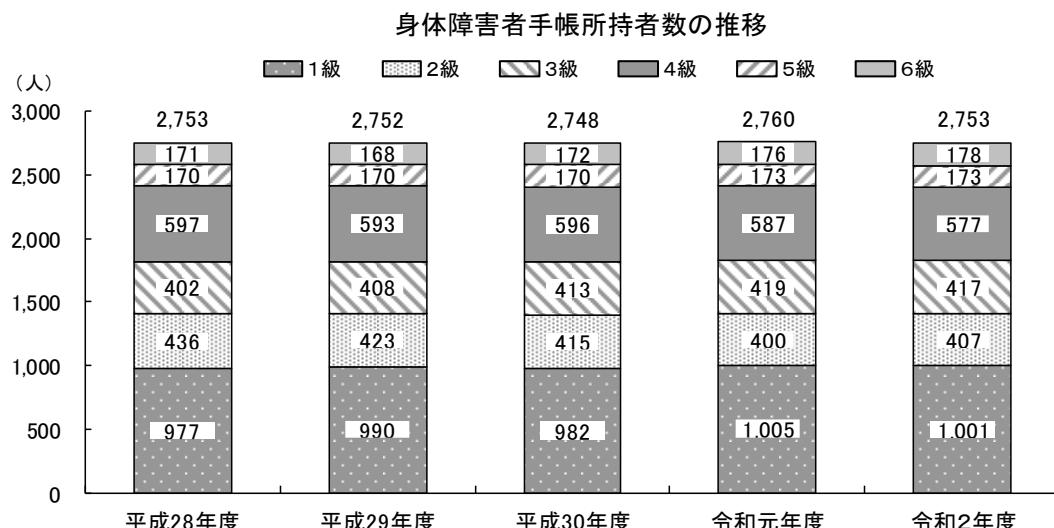


（4）障害のある人の状況

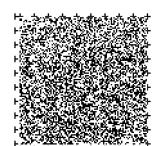
① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者については、令和2年度で2,753人であり、平成28年度から令和2年度にかけて横ばいで推移しています。

障害の等級では、1級が最も多く1,001人と全体の3割を超えています。



資料：主要施策報告書（各年度3月31日現在）

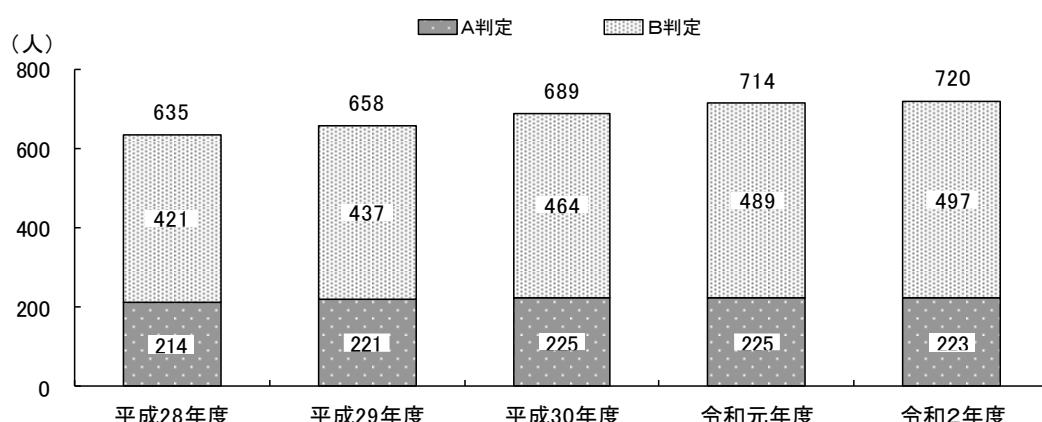


② 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者については、令和2年度で720人であり、平成28年度から令和2年度の4か年で85人増加しました。

障害の判定別では、A判定（重度）よりもB判定（中・軽度）が多く、全体の約7割を占めています。

療育手帳所持者数の推移



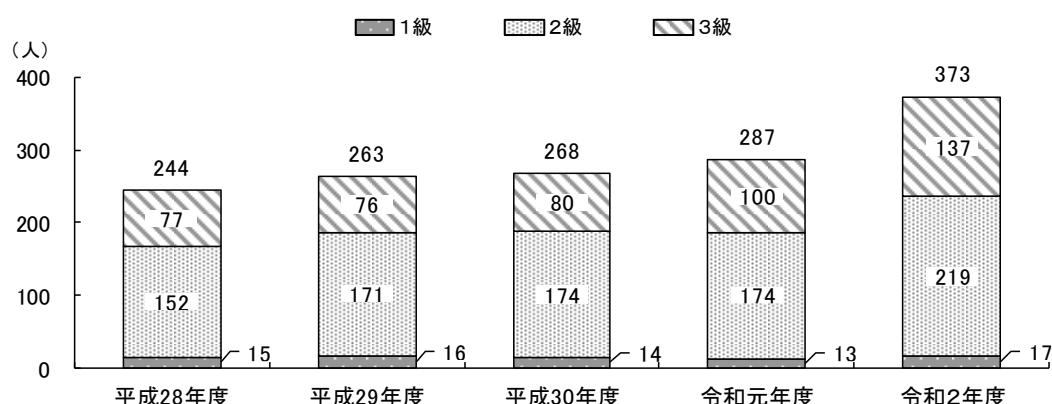
資料：主要施策報告書（各年度3月31日現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

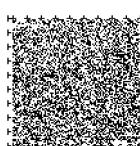
精神障害者保健福祉手帳所持者については、平成28年度から令和2年度にかけて年々増加しており、令和2年度で373人となっています。前年度と比べると、86人と大きく増加しています。

障害の等級別では、2級が219人と最も多く全体の約6割を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：主要施策報告書（各年度3月31日現在）



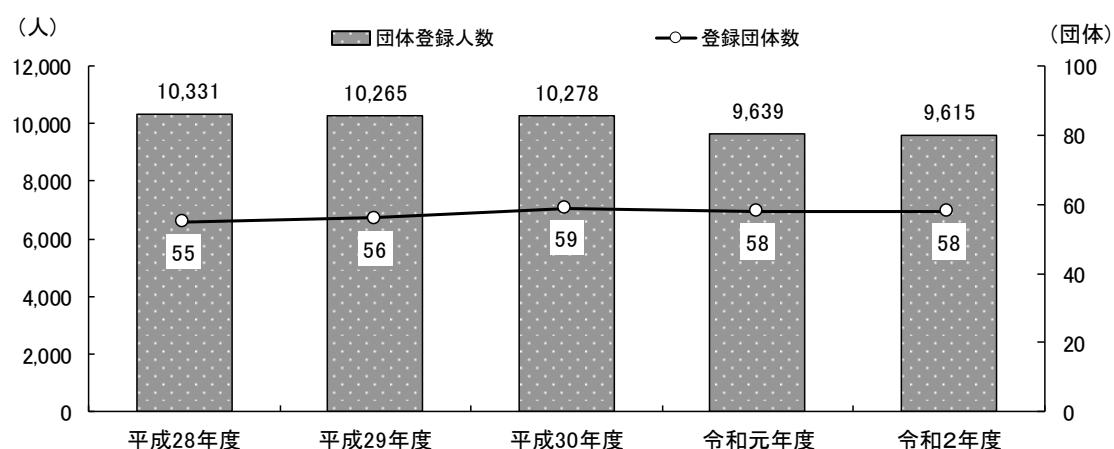
(5) ボランティア団体

① ボランティア登録団体数と登録人数の推移

本市のボランティア登録団体数については、平成28年度から令和2年度にかけて横ばいで推移しており、令和2年度では58団体となっています。

登録人数については、平成28年度から平成30年度にかけて横ばいで推移していたものの、令和元年度で大きく減少し、その後再び横ばいで推移しており、令和2年度では9,615人となっています。平成28年度から令和2年度の4か年で716人の減少が見られました。

ボランティア登録団体数と登録人数の推移

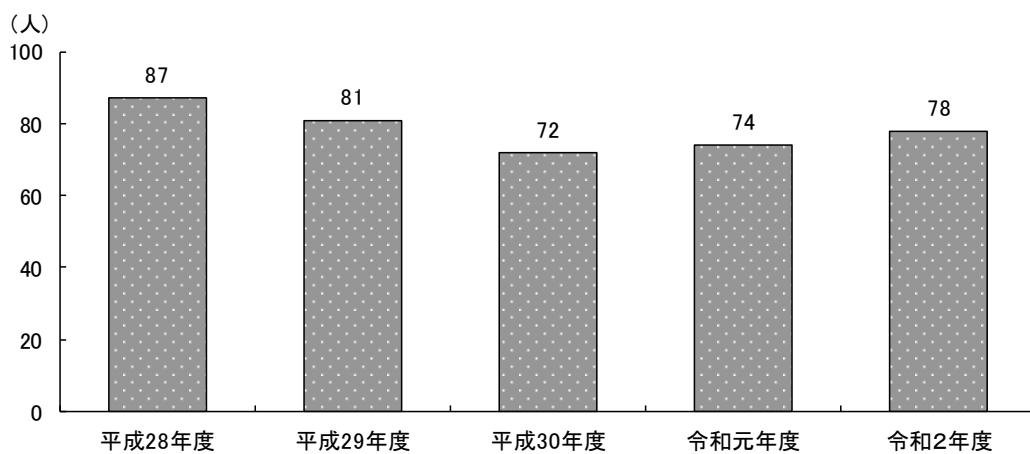


資料：(社福) 御殿場市社会福祉協議会より提供（各年度 3月 31 日現在）

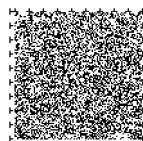
② ボランティア個人登録人数の推移

本市のボランティア個人登録人数については、平成28年度から平成30年度にかけて減少傾向だったものの、その後増加傾向に転じ、令和2年度では78人となっています。

ボランティア個人登録人数の推移



資料：(社福) 御殿場市社会福祉協議会より提供（各年度 3月 31 日現在）



2 アンケート結果からみた市民意識

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

「第4次御殿場市地域福祉計画」及び「第5次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画」策定にあたり、市民の地域福祉に対する意識や地域福祉活動への参加状況などの現状と課題を把握することを目的として実施しました。

② 調査方法等

調査対象：御殿場市在住の満15歳以上の男女2,040人（無作為抽出）

調査期間：令和2年1月20日～令和2年2月25日

調査方法：郵送配付・郵送回収

有効回収数

発送数	回 収 数	有効回収数	有効回収率
2,040 通	774 通	774 通	37.9%

*有効回収数とは、回収数から全く回答がないもの（白票）を除いた数です。

③ 回答者の属性

《性別》

	男性	女性	無回答
人数（人）	292	449	33
構成比（%）	37.7	58.0	4.3

《年齢》

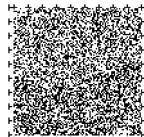
	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答
人数（人）	43	50	128	131	178	62	162	16	4
構成比（%）	5.6	6.5	16.5	16.9	23.0	8.0	20.9	2.1	0.5

《居住地区》

	御殿場	富士岡	原里	玉穂	印野	高根	わからない	無回答
人数（人）	366	142	126	67	23	41	4	5
構成比（%）	47.3	18.3	16.3	8.7	3.0	5.3	0.5	0.6

④ 調査結果の見方

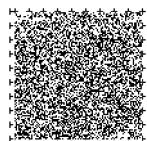
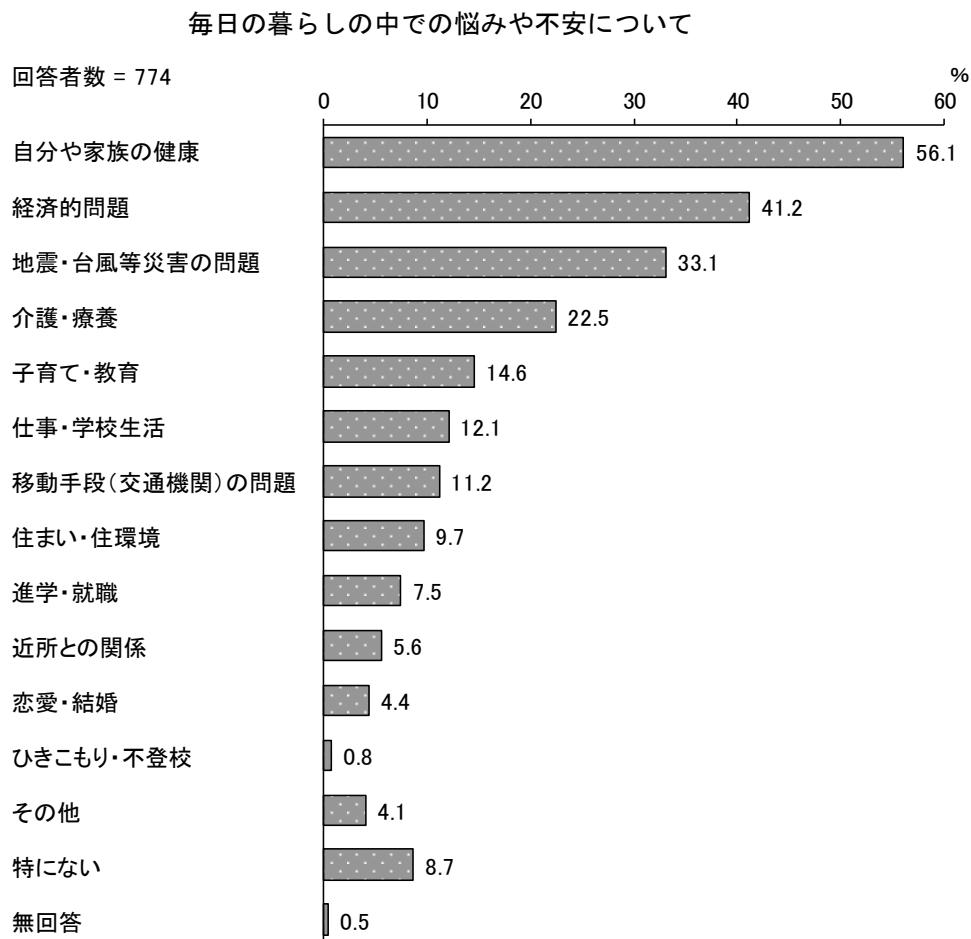
- 回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。
- 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。
このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。



(2) アンケート調査結果の概要

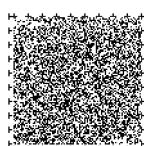
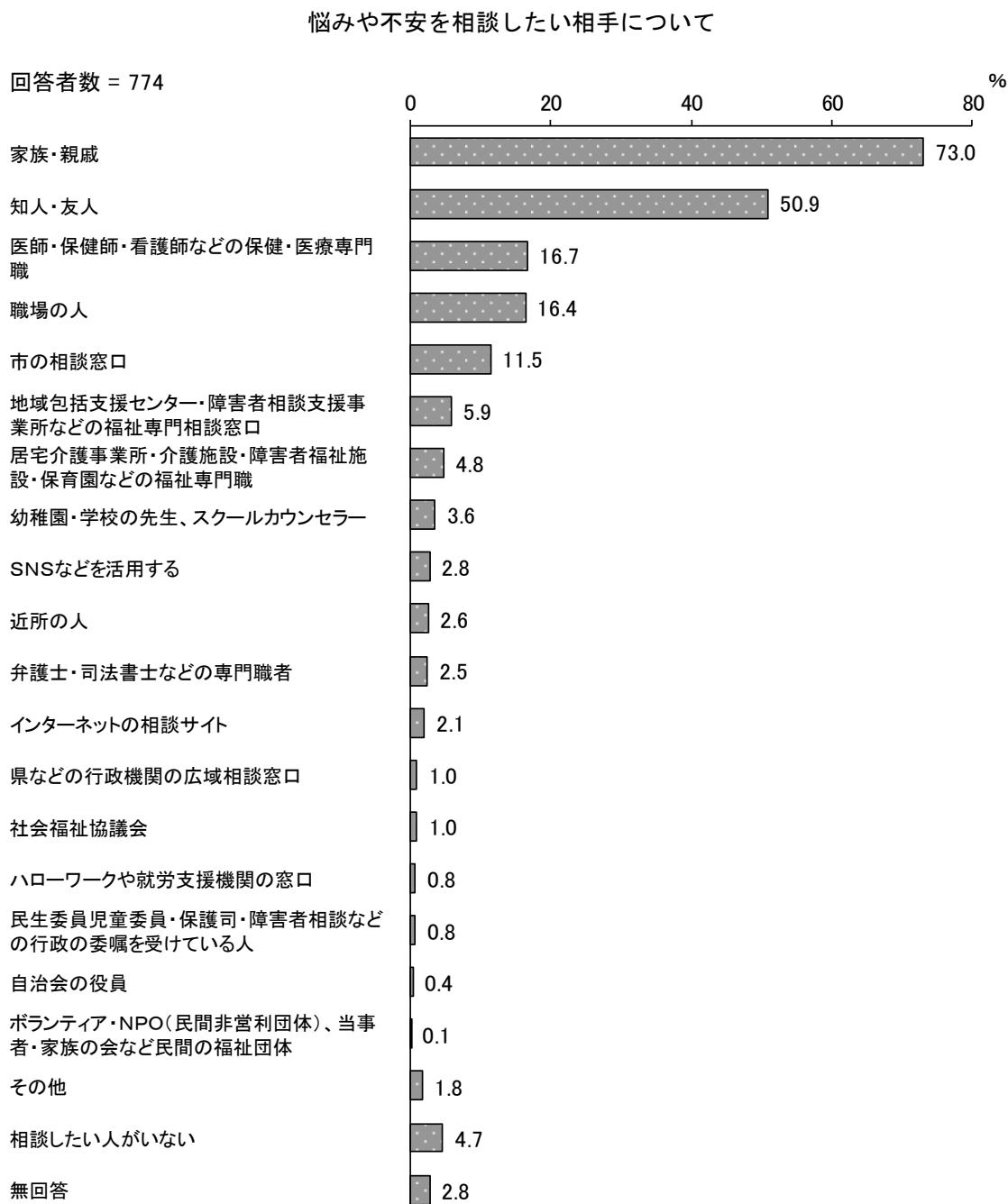
① 毎日の暮らしの中での悩みや不安について

「自分や家族の健康」が56.1%、「経済的問題」が41.2%、「地震・台風等災害の問題」が33.1%となっています。



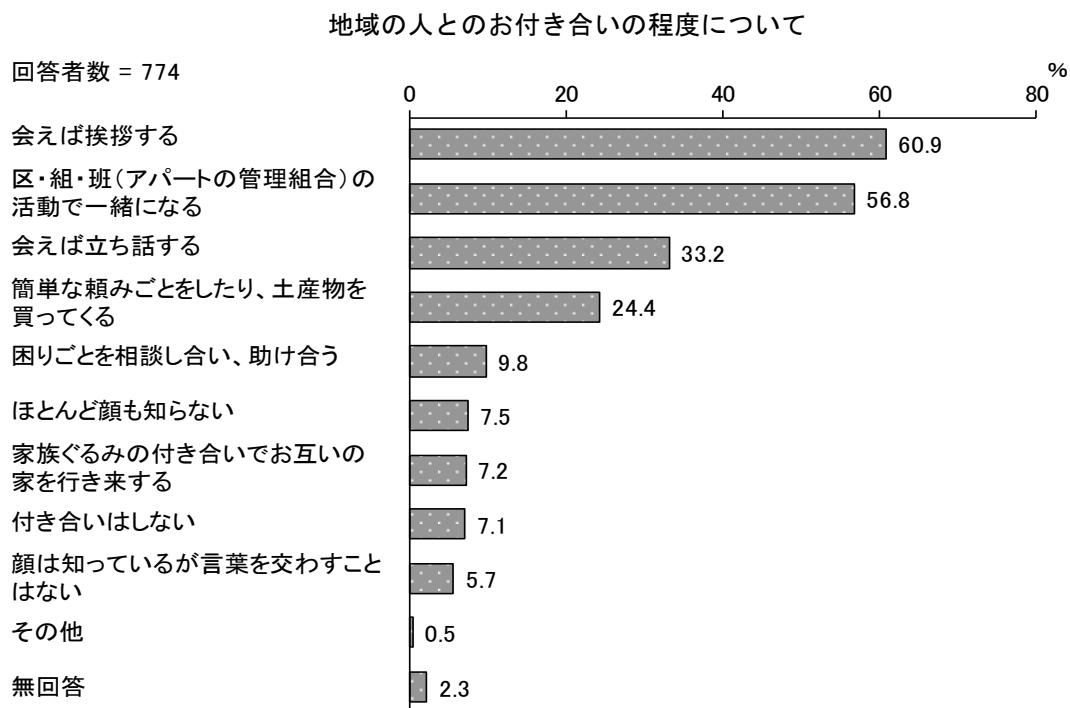
② 悩みや不安を相談したい相手について

「家族・親戚」が73.0%、「知人・友人」が50.9%、「医師・保健師・看護師などの保健・医療専門職」が16.7%となっています。



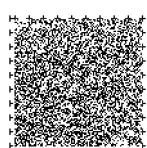
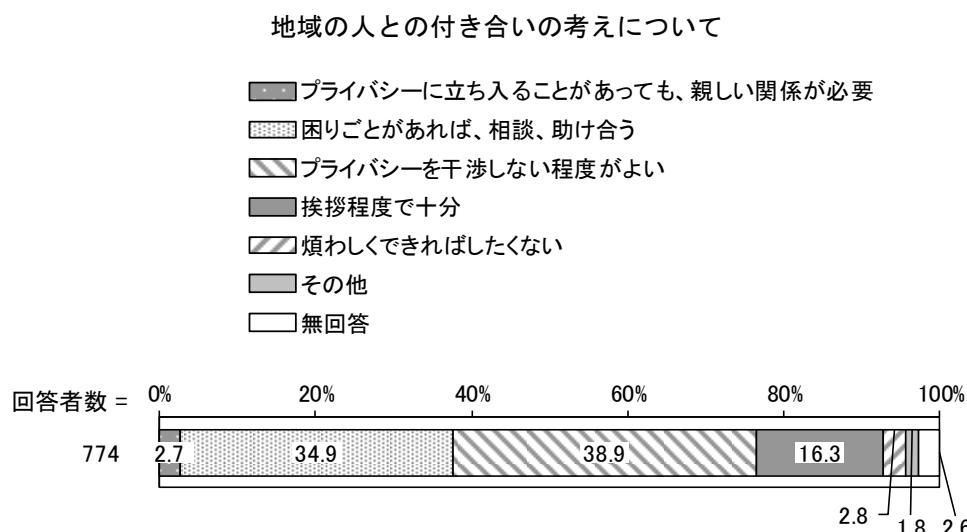
③ 地域の人とのお付き合いの程度について

「会えば挨拶する」が60.9%と最も高く、「区・組・班（アパート等の管理組合）の活動では一緒になる」が56.8%となっています。



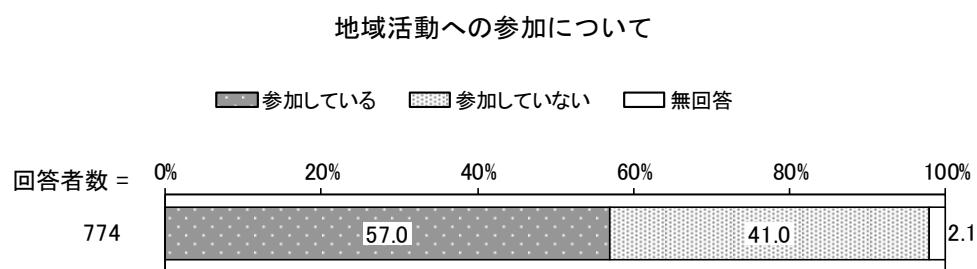
④ 地域の人との付き合いの考え方について

「プライバシーを干渉しない程度がよい」が38.9%と最も高く、「困りごとがあれば、相談、助け合う」が34.9%となっています。



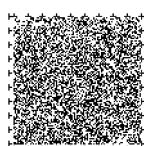
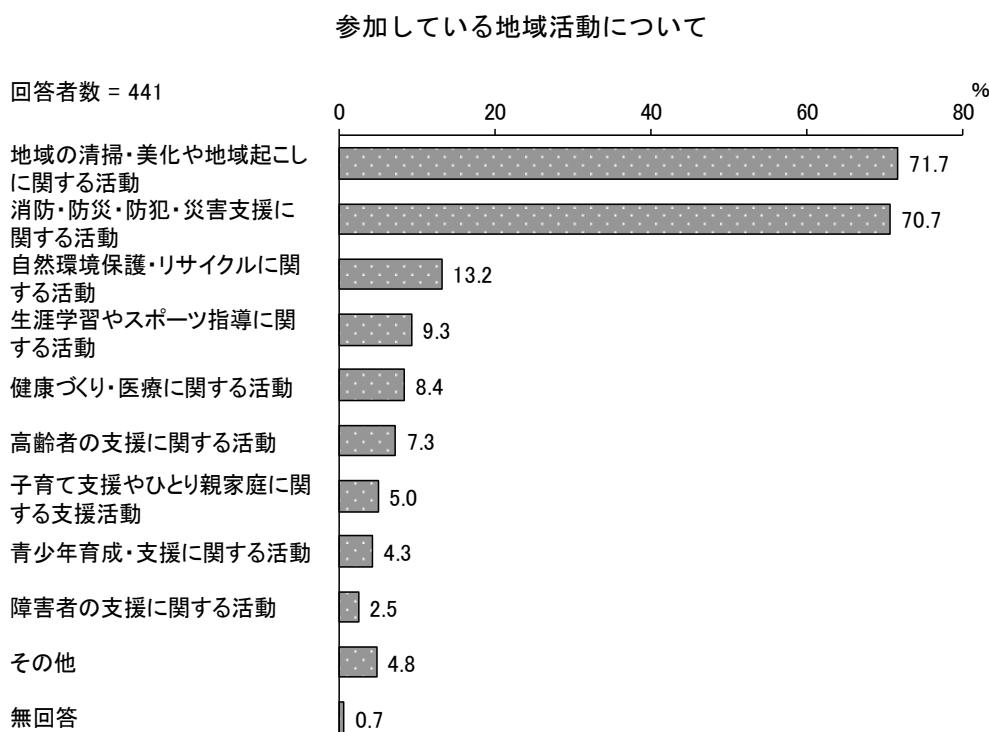
⑤ 地域活動への参加について

「参加している」が57.0%、「参加していない」が41.0%となっています。



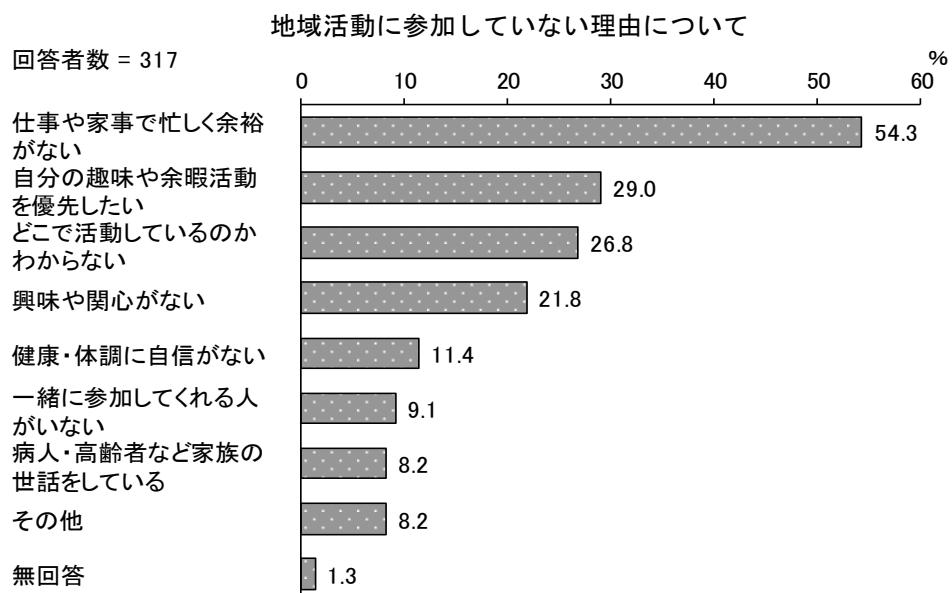
⑥ 参加している地域活動について

「地域の清掃・美化や地域起こしに関する活動」が71.7%と最も高く、「消防・防災・防犯・災害支援に関する活動」が70.7%となっています。



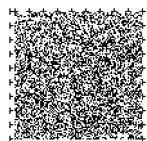
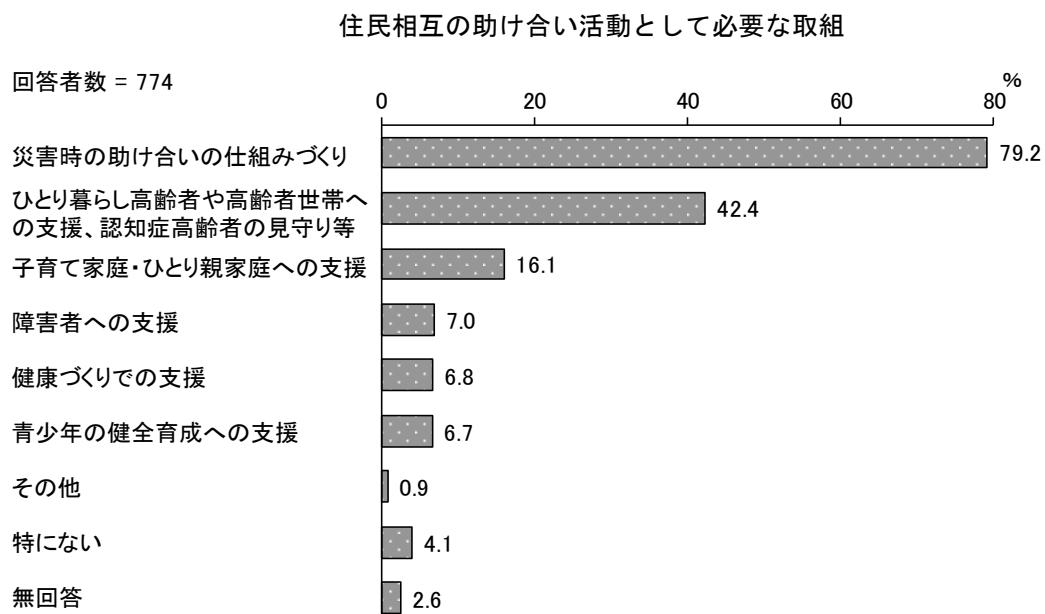
⑦ 地域活動に参加していない理由について

「仕事や家事で忙しく余裕がない」が54.3%と最も高く、「自分の趣味や余暇活動を優先したい」が29.0%、「どこで活動しているのかわからない」が26.8%となっています。



⑧ 住民相互の助け合い活動として必要な取組

「災害時の助け合いの仕組みづくり」が79.2%、「ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への支援、認知症高齢者の見守り等」が42.4%となっています。



⑨ 福祉サービスを充実させていくうえで、それぞれの役割や関係について

「行政、住民、事業者等関係者が相互に協力し合い、共に取り組むべきである」が 51.6%と最も高く、「福祉事業者や専門家が中心に進め、住民は必要なサービスを利用できればよい」が20.2%、「行政や既存の福祉サービスに頼るのではなく、地域活動やボランティア・NPO活動などの形も含め、住民の活動を活性化していくべきである」が11.5%となっています。

福祉サービスを充実させていくうえで、それぞれの役割や関係について

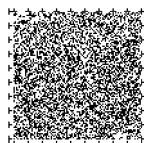
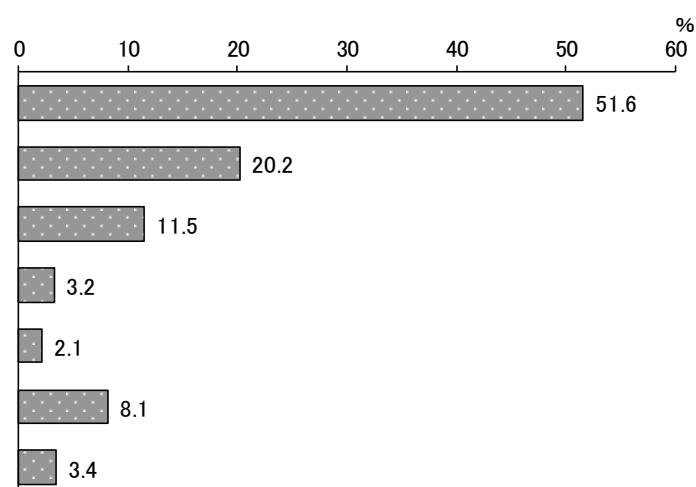
回答者数 = 774

行政、住民、事業者など関係者が相互に協力し合い、共に取り組むべきである
福祉事業者や専門家が中心に進め、住民は必要なサービスを利用できればよい
行政や既存の福祉サービスに頼るのではなく、地域活動やボランティア・NPO活動なども含め、住民の活動を活性化していくべきである
福祉を実施する責任は行政にあるので、住民は特に協力することはない

その他

わからない

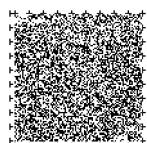
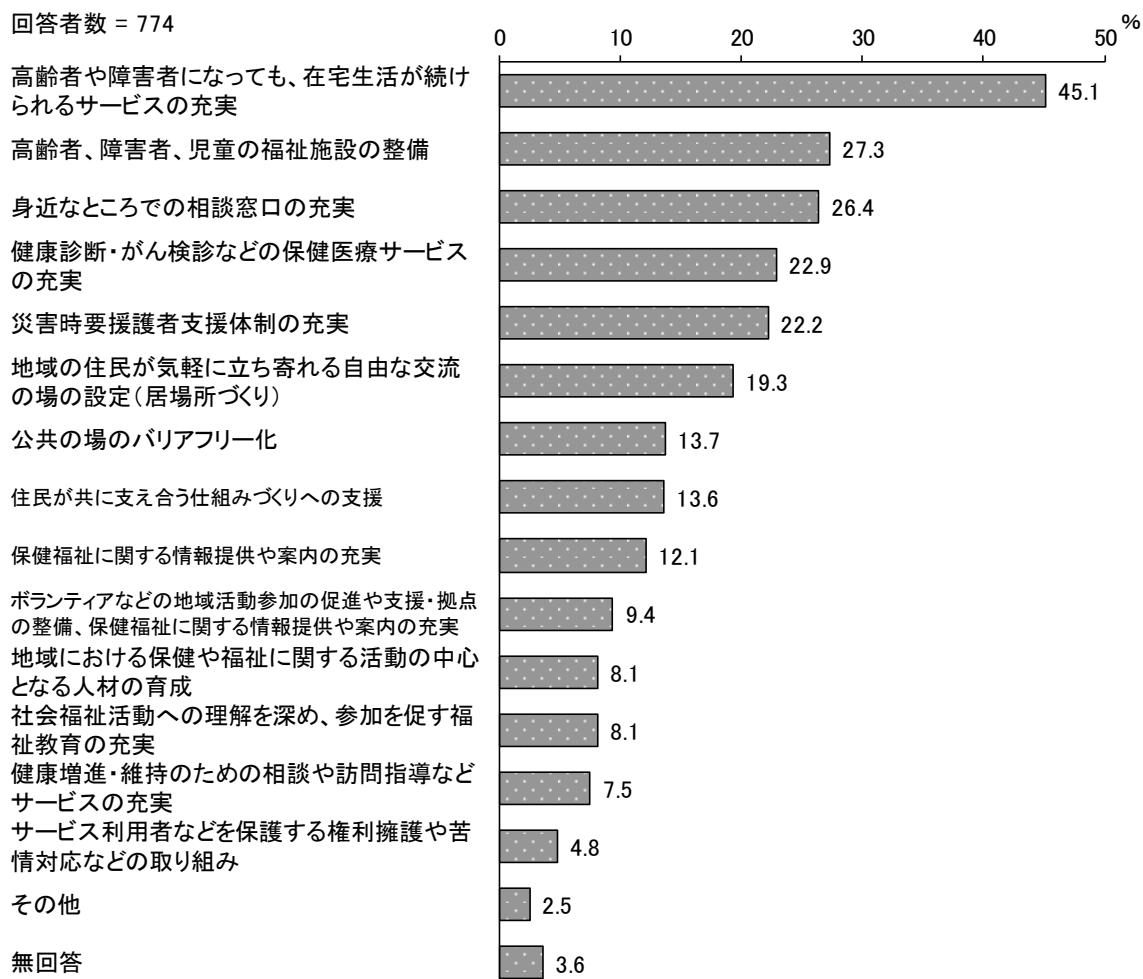
無回答



⑩ 市が優先して取り組むべき施策について

「高齢者や障害者になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が45.1%と最も高く、「高齢者、障害者、児童の福祉施設の整備」が27.3%、「身近なところでの相談窓口の充実」が26.4%となっています。

市が優先して取り組むべき施策について





計画の基本的な考え方

1 基本理念

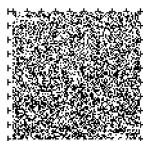
地域福祉をめぐる状況は、大きく変化しており、様々な分野の課題が絡み合い複合化しており、家庭にしても地域にしても、「つながり」の機能が弱まっています。そのため地域には、「つながり」が必要な子育て世帯、高齢者や障害のある人、生活困窮者など、生活に不安や課題を抱えている人達が増えています。

これらの課題の解決に向けては、市民一人ひとりが、地域の問題を「我が事」と捉え主体的に地域福祉活動に参画するとともに、地域活動団体、ボランティア団体、社会福祉協議会などと行政が連携を図りながら、地域における「つながり」の仕組み・体制を改めて考え、構築していくことが必要です。

このような状況を踏まえ、前計画の基本理念を継承しつつ、新たに「地域でつながり、だれもが笑顔あふれ、安心して、いきいき暮らせるまち」を基本理念として地域福祉計画・地域福祉活動計画でともに掲げ、市民の皆さんと協働して、その実現を目指します。

基本理念

**地域でつながり、だれもが笑顔あふれ、
安心して、いきいき暮らせるまち**



|| 2 計画の視点

本計画の基本理念である「地域でつながり、だれもが笑顔あふれ、安心して、いきいき暮らせるまち」の実現に向けて、【Ⅱ 地域福祉計画】に様々な取組内容を、【Ⅲ 地域福祉活動計画】に具体的な活動内容を示しています。これらに基づき、具体的な事業計画の策定などにあたっては、次に掲げる3つの視点を考慮して、柔軟で効率的な事業展開に努めます。

(1) 市民参加の視点

地域福祉の推進にあたっては、市民が地域福祉の担い手として主体的に活動していくことが必要です。

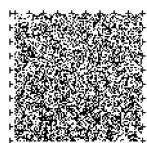
市民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民として、自分たちが住んでいる地域をもっと良くしていきたいという主体的な姿勢を持つとともに、地域の様々な問題を地域の中で解決していくための話し合いの場をつくっていく必要があります。さらに、市民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくための仕組みづくりや、住民組織と行政との協働のあり方を検討していくことが重要です。

市民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる施策を推進します。

(2) 利用者主体の視点

支援や介護が必要になった場合においても、安心して、その人らしく暮らしていくためには、住み慣れた地域の中で利用者の立場に立った質の高いサービスを受けられることが必要です。

そのため、生活課題を総合的かつ継続的に、正確に把握するとともに、適切なサービスが効果的に提供される支援体制の構築に努めます。また、判断能力が十分でない人でも、適切に制度やサービスが利用できるよう、権利擁護のサポート体制の構築を推進します。



(3) ネットワーク化の視点

地域福祉の範囲は、福祉・保健・医療の連携はもとより、教育・就労・住宅・交通・環境・まちづくりなど多岐にわたります。

地域共生社会の実現を目指して、高齢者、障害のある人、子どもへの支援や各分野に捉われない課題やニーズに対応するため、福祉・医療・住宅・教育など、多機関の連携を強化し、包括的な支援体制をつくるネットワークの構築を推進します。

3 基本目標

基本理念の実現にあたり、次の4つを重点的な基本目標として策定します。

基本目標1 共生の意識づくり

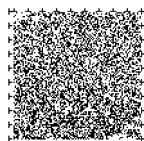
地域福祉を推進する上で、一人ひとりが支え合い・助け合いの意識を持ち、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に対し自ら参画し、解決につなげていくことが必要です。

そのため、福祉・人権教育、地域での交流を促進することで、市民の福祉意識の醸成に取り組みます。

基本目標2 支え合い・助け合いの地域づくり

市民をはじめ、地域で活躍する各種団体による福祉活動を支える一方で、各主体がつながり、連携を図る場が必要となります。また、相談内容が多様化・複合化している中、一つの機関だけでの対応が難しいケースもあり、各機関が協働で支える仕組みや情報を共有する仕組みが必要となります。

個人が抱える問題や地域としての課題を解決するため、各機関が集い、情報が共有できる場の設定をはじめ、各支援団体につなげ、自治会や民生委員児童委員など地域の団体や組織の活動、NPO・ボランティア活動等の活動を支える担い手の育成を支援し、地域生活を支える協働のまちづくりに取り組みます。



基本目標3 地域における福祉の環境づくり

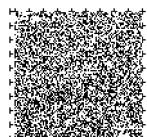
誰もが、地域でいつまでもいきいきと暮らし、地域の中で様々な活動をすることができるよう、ライフステージや個人の心身の状態に合わせた健康づくりや生きがい活動による地域福祉を推進するとともに、誰もが安全・安心に暮らせる快適なまちづくりに取り組みます。

また、「地域の安全は地域で守る」という考え方のもと、平常時から地域が一体となった安全・安心の確保に関する取組を進め、災害時に助け合える体制づくりに取り組みます。

基本目標4 地域の福祉を支える仕組みづくり

多様化した住民ニーズに対応すべく、福祉の制度やサービスは年々複雑化しています。また近年、福祉制度の対象とならず、支援が行き届かない人への対応が求められています。

誰もが福祉の制度等について必要な情報が得られるよう、分かりやすい情報提供を図るとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や多様化・複合化する問題に対応する包括的相談支援体制の充実を図り、適切な支援につなげます。



4 計画の体系

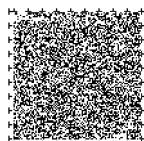
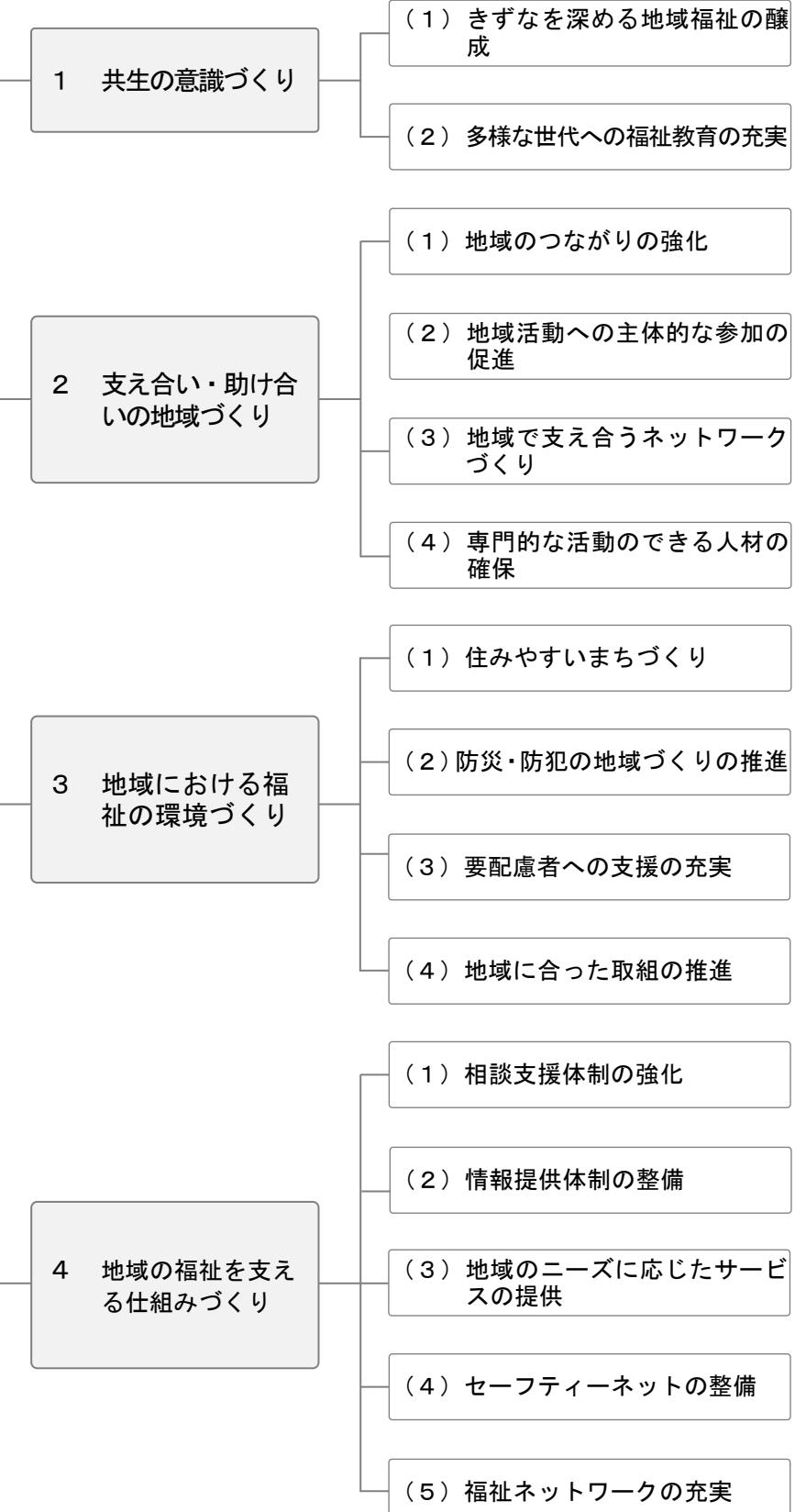
[基本理念] [計画の視点]

[基本目標]

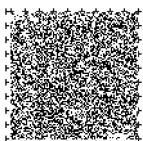
[施策の方向]

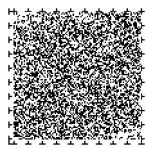
地域でつながり、だれもが笑顔あふれ、安心して、いきいき暮らせるまち

市民参加の視点／利用者主体の視点／ネットワーク化の視点



II 地域福祉計画







共生の意識づくり



1 きずなを深める地域福祉の醸成

【現状と課題】

高齢者や障害のある人の単身世帯、ひとり親家庭など、地域での支え合い、助け合いを必要とする人が増加傾向にあります。

アンケート調査では、地域の人との付き合いについて、「プライバシーを干渉しない程度がよい」が最も多く、「困りごとがあれば、相談、助け合う」が続いている、地域とのつながりをあまり求めていない人が増えています。

しかし、近年の大規模自然災害等の発生時においても、行政サービスだけでは支援ができないことが多く、地域での助け合い（共助）の必要性が求められており、地域での支え合い、助け合いを進めていくことが重要です。

地域の中で、声をかけたり、支援先を案内したりすることができるよう、助け合いの精神を醸成し、住民のきずなを深めていく必要があります。



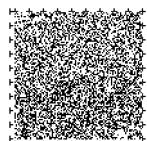
市民が取り組むこと【自助】

- 心のユニバーサルデザイン（自分以外の人のことを考えるちょっとした気配り）を実践するように努めましょう。
- 支援が必要な人への理解を深めましょう。
- 虐待やその可能性のある事例を見たり聞いたりしたら、小さなことでもすぐに行政や関係機関に通報・相談しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

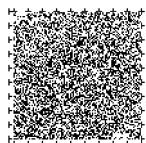
- 支援が必要な人へ理解を深めましょう。
- 虐待やその可能性のある事例を見たり聞いたりしたら、小さなことでもすぐに行政や関係機関に通報・相談しましょう。
- 罪を犯した人の更生、社会復帰への理解を深めましょう。





市が取り組むこと【公助】

- 心のユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。
- 支え合う意識を高めるための講座を開催します。
- 子どもの頃から人権感覚が身につくよう、学校における人権教育の充実を図ります。
- 犯罪や非行の防止、罪を犯した人の更生、社会復帰について、理解と協力を図るための啓発活動を行います。



2 多様な世代への福祉教育の充実

【現状と課題】

地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃から福祉教育や地域活動へ参加し、学びや体験を通して、福祉への理解を深めることが重要です。

前回計画の実施状況から、様々な視点で福祉について考えることができるよう、「講演会や体験活動」、「インクルーシブ教育」、「先進的事例の情報収集」、「市民参加」が必要などの意見が挙げられています。

今後、福祉への关心や理解高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を更に図っていくことが必要です。

また、近年では少子化、核家族化などに伴い家庭内での世代間交流が難しくなっていることから、家庭、地域、学校が連携して体験や交流ができる環境を提供し、地域福祉について学ぶことができる機会を増やしていく必要があります。



市民が取り組むこと【自助】

- 家庭で基本的な生活習慣を身につけましょう。
- 家族で地域の福祉活動に参加しましょう。
- 一人ひとりが、福祉の問題を自分自身のこととして捉えましょう。
- 地域の福祉施設の見学や各種講座などに積極的に参加して福祉の知識を身につけましょう。



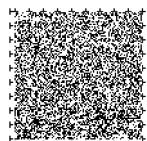
地域全体で取り組むこと【共助】

- 学校評議員制度などを活用しながら、学校運営に地域の意見を反映させましょう。
- 地域での集まりや子ども会行事、イベントなどに参加を促します。
- 地域のサークルや団体同士で交流を図りましょう。



市が取り組むこと【公助】

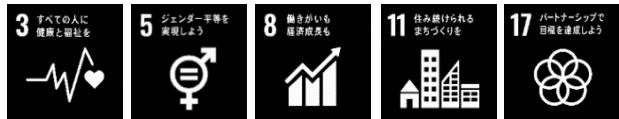
- 学校での体験活動や生涯学習などの学ぶ機会の提供に取り組み、教育と福祉の連携強化を図ります。
- 地域や学校行事への市民の参加を呼びかけ、交流を深めます。
- 各種講座や講演会などを開催し、市民への福祉に対する正しい知識の普及と啓発に努めます。
- 幼少期からの助け合いの精神が醸成される環境をつくります。





第 2 章

支え合い・助け合いの地域づくり



1 地域のつながりの強化

【現状と課題】

私たちを取り巻く社会環境は、急速な少子高齢化の進行、単身・核家族世帯の増加、ライフスタイルの多様化などにより、家庭内の助け合いや地域の助け合いの機能が低下し生活に課題を抱える住民の増加が懸念されています。

アンケート調査では、「プライバシーに干渉しない程度がよい」、「困りごとがあれば、相談、助け合う」という回答が多く、プライバシーを重視する人が増えています。

前回計画の実施状況では、児童会・生徒会活動を推進する中で、個々でもあいさつできる子どもたちを増やしていくことが必要などの意見がありました。

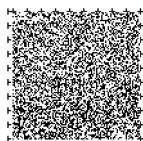
多くの人が地域で助け合える関係になるためには、まずは一人ひとりが周囲を気にかけ、見守り、気づき、声をかけ合うことが大切です。

今後も誰もが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進することが必要です。



市民が取り組むこと【自助】

- 性別や年齢などに関係なく、あいさつや声かけを積極的に行いましょう。
- 地域のことに関心を持ちましょう。
- 地域の行事に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになるようにしましょう。





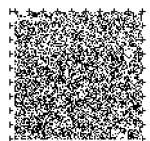
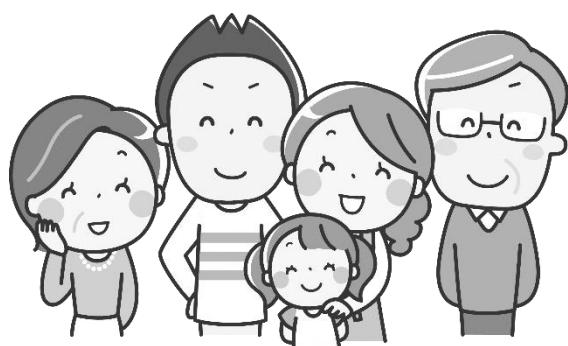
地域全体で取り組むこと【共助】

- 回覧板などをきっかけに、お互いに声をかけ、顔の見える関係性を築きましょう。
- 隣近所で困っていたら助け合いましょう。
- 様々な世代の人などが参加できる居場所づくりを進めましょう。



市が取り組むこと【公助】

- あいさつ運動の推進など、気持ちよくあいさつできる地域づくりを進めます。
- 学校では、児童会・生徒会を中心にあいさつ運動を推進し、教職員、PTAによる子どもたちへのあいさつを積極的に行います。
- 地域での居場所づくりを支援します。
- 各事業において世代間の交流を積極的に進めます。



2 地域活動への主体的な参加の促進

【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者の増加や8050問題など地域の生活課題が複合化するなかで、地域内における身近な見守りや助け合いの活動を推進するためには、住民同士の顔の見える関係づくりが重要となります。

アンケート調査では、地域活動の参加状況について、「参加している」が半数以上で、約4割の人が不参加の状況となっています。その理由としては、「仕事や家事で忙しく余裕がない」、「どこで活動しているのかわからない」となっています。

前回計画の実施状況から、住民のつながりを深めていくために、地域に関心を持ち、住民同士が地域活動について自由に意見交換できるよう検討していく必要があるなどの意見がありました。

住民へ地域活動の周知を行い、活動への参加を進め、地域で支え合う共生のまちを目指していくことが必要です。

また、関心は高くても、時間の制約があったり、はじめの一歩が踏み出せなかったりする人が多いことから、福祉について学ぶきっかけや、地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め行動するきっかけづくりを進める必要があります。



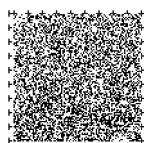
市民が取り組むこと【自助】

- 地域住民として学校の授業や行事等に協力しましょう。
- 地域福祉を推進するため、自分の持つ知識や技術を活用しましょう。
- 高齢者、障害のある人などに対する地域活動への参加を、積極的に呼びかけましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

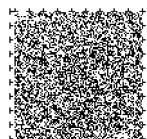
- 地域活動団体では、活動内容や状況を積極的にPRして、地域の理解を得られるよう努めましょう。
- 地域活動団体では、団体同士の会合など情報交換の場を設けて協力体制を整えましょう。
- サロン活動や子ども食堂などの居場所づくりに努めましょう。





市が取り組むこと【公助】

- 福祉活動の情報提供の充実に努めます。
- 学校の授業や行事等を利用して、子どもと地域の人との交流を進めます。
- 福祉の理解を深める講座等の充実に努めます。
- 市ホームページ等で、様々な方へ情報を提供します。
- 地域活動団体に対して、円滑な活動の支援に努めます。
- 各団体間の情報交換や交流機会の充実に努めます。
- サロン活動や子ども食堂などの居場所づくりの支援に努めます。



3 地域で支え合うネットワークづくり

【現状と課題】

地域における課題はライフスタイルの多様化や社会情勢の変化により複合化していることから、住民、行政などが相互につながり、地域で支え合うネットワークの構築が求められています。

アンケート調査では、地域での支え合い活動を進めるために必要なことについて、「一人ひとりが日頃から相互のつながりを持つように心がけること」が約半数を占め、地域における支え合いや助け合い活動のためには日頃からのつながりが大切だと感じている人が多くなっています。

地域活動に4割の人が不参加と回答しており、その理由として、「興味や関心がない」が挙げられています。また、自治会への未加入者が増加し、防災訓練への参加者の固定化や減少が見られるなど、地域活動を敬遠する人が増えています。

高齢化が進行する中で、認知症の人やひとり暮らしの高齢者などの安全を確保するため、見守り支援など地域で支え合うネットワークづくりの構築が求められています。

地域の支え合いの体制づくりを進める上で、自治会等の地縁団体と、NPO法人やボランティアなどの市民活動団体との交流や連携の場づくりが必要です。



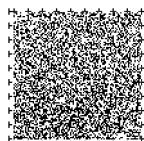
市民が取り組むこと【自助】

- NPOやボランティアの市民活動に関心を持ちましょう。
- 自分ができることからボランティア活動を始めましょう。
- 各種広報やホームページなどを利用し、地域活動に必要な情報を入手しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

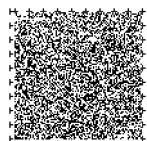
- 活動することの大切さや楽しさ、喜びを積極的にPRし、活動への参加を呼びかけましょう。
- 地域内の市民活動団体の交流や連携を図りましょう。





市が取り組むこと【公助】

- 市民活動の内容等について情報発信に努めます。
- 企業や学校に、ボランティア活動への参加を呼びかけます。
- 地域活動を担う人材の育成に努めます。
- 市民活動団体の交流や連携を図ります。



4 専門的な活動のできる人材の確保

【現状と課題】

近年、急速な高齢化や雇用形態の多様化などが進み、8050問題やダブルケアなど地域の生活課題が多様化・複合化して、解決が難しい事例が増えていることから、専門的な活動ができる人材が求められています。

地域福祉活動を担う人材やボランティアの育成支援に取り組んでいますが、活動の固定化や新しい会員の参加がないなどの課題を抱えています。地域福祉活動の担い手の意識の向上や福祉課題の解決につながる支援や取組を進めていくことが必要です。

また、福祉分野で専門的な知識や経験のある人が積極的に地域に関わることができる体制づくりが必要です。



市民が取り組むこと【自助】

- それぞれが専門性を活かして積極的に活動しましょう。
- 講座や研修で得た知識等を積極的に活動に活かしましょう。



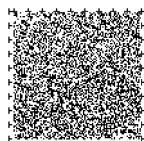
地域全体で取り組むこと【共助】

- 自治会やボランティア団体及びサービスを提供する者は、職員等に対して研修などを実施し、資質向上を図りましょう。
- 自治会やボランティア団体及びサービスを提供する者は、専門職を受け入れやすい体制を整えましょう。



市が取り組むこと【公助】

- 福祉に携わる人材の育成支援に努めます。
- 市職員に対し各種研修を実施し、更に資質向上を図ります。





地域における福祉の環境づくり



1 住みやすいまちづくり

【現状と課題】

一般的なマナーを守り、みんなで自分以外の人のことを考える思いやりを持つ「心のユニバーサルデザイン」を実施し、誰もが気持ちよく安心して生活できる環境をつくっていくことが大切です。

アンケート調査の自由意見では、「道路や歩道のバリアフリー」、「夜道の明るさ・安全性」、「運転免許返納後の交通手段についての不安」などへの要望が多く、身近な道路は子どもや高齢者、障害のある人にとって、道幅が狭く段差が多い、点字ブロック上の駐輪など、安全な外出や移動が確保されていないという意見がありました。移動が困難な人のための支援策の充実を図ることが必要です。

また、公共施設だけでなく、不特定多数の市民が利用する民間施設についても、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れる必要があります。



市民が取り組むこと【自助】

- 道路の段差や階段などで、困っている人がいたら積極的に声をかけましょう。
- 駐車・駐輪のルールを守りましょう。



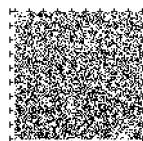
地域全体で取り組むこと【共助】

- 困っている高齢者や障害のある人などを見かけたら、積極的に手助けしましょう。
- 道路の段差や通行に危険な箇所、壊れた箇所を見つけたら管理者に連絡しましょう。



市が取り組むこと【公助】

- 道路の整備や段差の解消などのバリアフリー化や、交通安全施設の設置を進めます。
- 公共施設のユニバーサルデザイン化に努めます。
- 「心のユニバーサルデザイン」について啓発に努めます。



2 防災・防犯の地域づくりの推進

【現状と課題】

近年、高齢者を狙った詐欺や悪質商法、子どもや障害のある人に関わる事件なども発生しています。

アンケート調査では、毎日の暮らしの中での悩みや不安について、「地震・台風等災害時の問題」が3割以上を占め、また、地域活動に参加している人の7割以上が「消防・防災・防犯・災害支援に関する活動」に参加しており、防犯・防災等への関心が高まっています。

前回計画の実施状況から、耐震化を更に進めたり、感染症拡大の予防のため、防災訓練を取りやめたり縮小してしまうことで防災意識の低下を引き起こさないよう前向きな姿勢をとることが必要などの意見がありました。

市民の防災意識を高めていくとともに、地域での避難・救助などができる体制を構築する必要があります。

また、一人ひとりの住民が防犯意識を高め、犯罪に遭わないように心がけるとともに、地域住民同士の助け合いや、地域ぐるみで防犯体制を強化していく必要があります。



市民が取り組むこと【自助】

- 自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って、自主防災活動や防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 災害に備え、避難経路や地域内の危険な場所を確認しましょう。



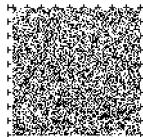
地域全体で取り組むこと【共助】

- 犯罪者が入り込みにくい、また犯罪をしにくい地域となるように防犯活動を進めましょう。
- 子どもの登下校の見守りや、かけこみ110番の家に協力しましょう。
- 自主防災組織、福祉施設、企業等で防災訓練をして災害に備えましょう。



市が取り組むこと【公助】

- 自主防災組織、福祉施設、企業等に対し防災訓練の実施を呼びかけます。
- 広報紙やホームページ等により、防災・防犯意識の啓発に努めます。
- 防犯用パトロールカーによる巡回を実施します。



3 要配慮者への支援の充実

【現状と課題】

近年、地震や異常気象などの自然災害の発生による被害拡大が懸念される中で、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。

アンケート調査では、毎日の暮らしの中での悩みや不安について、「地震・台風等災害の問題」が3割以上となっています。住民相互の助け合い活動として、地域の人たちが協力して、取り組んでいくことが特に必要なことについて、「災害時の助け合いの仕組みづくり」が最も多く、災害時の助け合いや要配慮者への見守り等に関する要望が高くなっています。

前回計画の実施状況から、個人情報保護に対する意識が高まり、支援を必要としている人の把握が困難であるという意見があり、要配慮者の把握とともに、災害時に必要な支援の把握が必要です。

今後、地域での防災活動を周知するとともに、より多くの地域住民に防災訓練などの参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要です。また、災害発生時や避難所などでの支援体制を充実するためにも、普段から地域内における身近な見守りや助け合いの活動を推進して、住民同士の顔の見える関係づくりを進め安心して暮らせる地域づくりが重要です。



市民が取り組むこと【自助】

- 日頃から地域でのあいさつや声かけを行い、高齢者や子どもたちを見守りましょう。



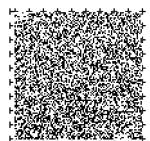
地域全体で取り組むこと【共助】

- 要配慮者へ防災訓練の参加を呼びかけましょう。
- 地域では、避難が困難な人のために避難経路の確認、避難所への誘導など、緊急時に取るべき行動を確認しましょう。
- 日常的な支援や災害時の救助方法について、関係団体と話し合いましょう。



市が取り組むこと【公助】

- 避難行動要支援者名簿を、災害時における情報の伝達、安否確認及び避難支援に活用します。
- 避難行動要支援者名簿を、防災訓練に活用します。
- 支援を必要とする人々とそのニーズの把握に努めます。



4 地域に合った取組の推進

【現状と課題】

地域に合った取組を進めるためには、地域住民の声を聞き、実情を知ることが不可欠です。

前回計画の実施状況から、地域住民が自ら地域課題を解決する取組を支援することが必要などの意見がありました。

地域のことを客観的に把握できる統計データや、他の地域と比較した資料など、地域福祉活動に関連する情報が必要です。また、地域に密着した福祉サービスの提供と、地域独自の取組を支援していくことも必要です。



市民が取り組むこと【自助】

- 地域の話し合いの場に積極的に参加しましょう。



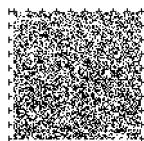
地域全体で取り組むこと【共助】

- 地区懇談会などの地域住民の声を聞ける場を継続的に開催して、地域の生活課題を明らかにしましょう。
- 市や社会福祉協議会と協働して、地域にあった取組を進めましょう。



市が取り組むこと【公助】

- 地域の実情、生活課題を把握する体制づくりに努めます。
- 地域に合った取組を積極的に支援します。
- 地域のより身近な場所で、市民が福祉活動を実施しやすいように、関係機関・団体との連携を図ります。





第4章

地域の福祉を支える仕組みづくり



1 相談支援体制の強化

【現状と課題】

アンケート調査では、悩みや不安の相談相手については、「家族・親戚」の回答が前回計画時と同じく最も多く、次いで「知人・友人」、「医師・保健師・看護師などの保健・医療専門職」などとなっています。

また、「市の相談窓口」への相談件数は年々増加しており、身近なところで福祉の相談ができる窓口の充実を求める声もあることから、引き続き相談体制の整備を進める必要があります。

今後も多様化・複合化している地域の福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、関係機関の相互のネットワークを強化するとともに、潜在的な課題などに対応できるアウトリーチ体制や、支援状況を把握した継続的支援や包括的な相談支援ができる体制の整備が必要です。



市民が取り組むこと【自助】

- 問題を家族・個人だけで抱えこまず、積極的に相談しましょう。
- 地域の福祉に関する相談窓口として、民生委員児童委員等との連携を深めましょう。



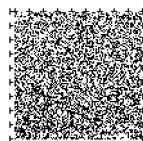
地域全体で取り組むこと【共助】

- 支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。



市が取り組むこと【公助】

- 民生委員児童委員等と協力して、各種相談事業について周知を図り、気軽に相談できる体制をつくります。
- 専門的な相談にも適切なアドバイスができるように、相談員の資質向上に努めます。
- 様々な福祉課題に対応できる包括的な相談支援体制の構築を進めます。



2 情報提供体制の整備

【現状と課題】

アンケート調査によると、希望する支援について、「情報提供」、「活動事例の紹介」という意見が多くありました。

地域で安心して暮らすためには、必要なサービスについて地域住民が様々な「情報」とつながっていることが大切です。支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、情報提供の充実を図る必要があります。

前回計画の実施状況から、高齢者や障害のある人への分かりやすい情報提供の方法を検証し、複合的な相談に対応できるよう、情報提供体制の一層の強化が必要などの意見がありました。

必要な情報が全ての市民に行き届くよう、高齢者や障害のある人等に配慮した情報提供の充実を図る必要があります。



市民が取り組むこと【自助】

- 広報紙や回覧板の情報を得るようにしましょう。
- インターネットやSNSの情報を有効に活用しましょう。



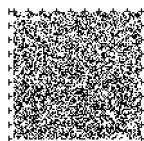
地域全体で取り組むこと【共助】

- サービスを必要とする人に対して、民生委員・児童委員等と協力して情報を提供しましょう。
- 地域の施設や団体等も、情報を積極的に発信しましょう。



市が取り組むこと【公助】

- 広報紙、ホームページなど、様々な手段で分かりやすく情報を提供します。
- 支援の必要な人に配慮した情報提供に努めます。



3 地域のニーズに応じたサービスの提供

【現状と課題】

高齢者や障害のある人、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。住み慣れた地域で安心して生活していくために、各種サービスの充実が求められています。

アンケート調査によると、市の取り組むべき施策や事業について充実して欲しいものは、「高齢者や障害者になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が最も高くなっています。

前回計画の実施状況から、サービスの利用についての周知や啓発、保育の充実や施設整備などの意見が挙げられています。

今後も、誰もが安心して地域で暮らせるよう、さらに福祉サービスの充実を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供が必要です。



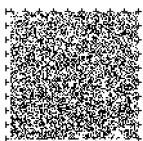
市民が取り組むこと【自助】

- ひとり暮らし高齢者などの小さな変化にも気を配りましょう。
- 市やサービス提供事業者に対して、サービスについての要望や意見を伝えましょう。
- 介護や障害などの、福祉サービス支援制度について理解を深めましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 隣近所の声かけや見守り活動によりニーズを見つけ、地域で手助けしましょう。
- 地域で活動する団体等の連携強化・情報の共有化を図りましょう。
- 福祉施設などサービス提供事業者は、地域住民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらいましょう。

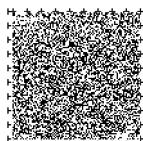




市が取り組むこと【公助】

- 市民のニーズに合った適切なサービスの提供に努めます。
- 窓口対応時にいただく意見や、市に届く手紙や電話、メールなどあらゆる場面でニーズを把握します。
- 市の計画に基づいて、十分なサービスを提供するための施設の基盤整備などを行います。
- 適切なサービスが提供されているか評価・検証し、サービスの質の向上を図ります。

相談室



4 セーフティーネットの整備

【現状と課題】

生活困窮者、ひとり親、高齢者や障害者世帯など、支援が必要な人の中には既存のサービスや行政の仕組みでは解決できない生活課題を抱える人も増えてきています。

アンケート調査によると、住民相互の助け合い活動については、「ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への支援」、「認知症高齢者の見守り」、「子育て家庭・ひとり親家庭への支援」、「障害者への支援」が求められています。

前回計画の実施状況から、障害特性にあわせた制度の案内や情報提供、成年後見制度の周知、市民後見人の養成などの意見が挙げられています。

相談件数の増加に対応するため、更なる相談体制の整備や、8050問題やひきこもり等の表面化しにくい課題を有する世帯等への支援のため、アウトリーチの実施、自立相談支援や住宅確保給付金等の生活困窮者自立支援制度の利用促進を図り、関係機関等と連携を更に強化していく必要があります。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが必要です。



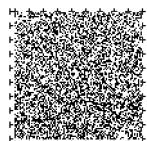
市民が取り組むこと【自助】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、その内容や利用方法などに理解を深めましょう。
- 悪質な訪問販売などにだまされないように、冷静に対応しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

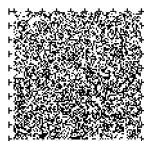
- 声かけ、見守り活動により、支援が必要な人の変化を早期に発見しましょう。
- 高齢者や障害のある人を地域で支援しましょう。





市が取り組むこと【公助】

- 個人情報の保護に配慮しつつ、支援が必要な人の早期の把握に努めます。
- 福祉施設、各種相談機関、民生委員児童委員、学校、医療機関、交番等の地域の様々な関係機関や団体との連携を強化し、ネットワークの充実に努めます。
- 関係機関などと連携し、生活困窮者に対する自立相談支援など生活全般に係る相談・支援を実施します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、利用が必要である方に対し、その趣旨や利用方法などを説明し利用を支援します。
- 「御殿場市再犯防止推進計画」に基づき、支援を必要としている人に対し、確実に支援につなげられるように努めます。
- 悪質な訪問販売などへの注意を呼びかけ、消費生活センターの周知を行い、被害の防止に努めます。



|| 5 福祉ネットワークの充実

【現状と課題】

地域福祉の課題は複雑で、多岐に渡ります。市では複合的な課題に対応するため福祉に関する総合的な案内窓口を開設し、様々な施策を効率的・効果的かつ総合的に推進します。

アンケート調査によると、社会福祉サービスを充実させていく上で、市民と行政がそれぞれの役割や関係について、「行政、住民、事業者等関係者が相互に協力し合い、ともに取り組むべきである」が最も高く、福祉の総合的な支援が求められています。

前回計画の実施状況から、相談体制の強化、重層的なネットワークの構築、支援体制が必要などの意見が挙げられています。

庁内の関係各課が連携強化を図り、地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取り組み、様々な相談の場の整備、相談支援の協働・ネットワーク体制づくりなど、包括的な支援体制を整備していく必要があります。



市民が取り組むこと【自助】

- 変化や問題を発見したら、小さなことでも迷わず関係機関に連絡・相談しましょう。
- 日頃から家族や地域でコミュニケーションを図り、問題発生の予防に努めましょう。



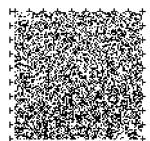
地域全体で取り組むこと【共助】

- 地域のニーズについて、機会を捉えてみんなで話し合い、地域における生活課題を認識し、ネットワークの充実を図りましょう。



市が取り組むこと【公助】

- 問題に応じて関係機関と連携しネットワークの充実を図り、協力して迅速な対応に努めます。
- 問題発生の予防や早期解決のため、日頃から関係機関との連携強化に努めます。





第 5 章

計画の推進体制

本市では、福祉、健康、教育、防災などの幅広い分野にわたりこの計画を推進し、本市の地域特性に応じた地域共生社会の実現を目指します。

1 市民・関係団体等と連携した推進

市民自らが家庭や地域などあらゆる場面において地域共生社会の実現に向けた行動をとることができるように、広報への掲載、リーフレットの配布、講演会の開催等による啓発を推進します。

地域活動を担う市民の多くは企業・事業所に属しており、地域福祉を推進していくためには、企業・事業所の理解が必要なことから、取組に関する体制づくりを検討します。

2 社会福祉協議会との連携の強化

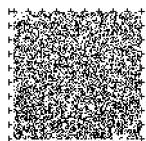
地域福祉計画は、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体として策定し、地域福祉の推進の両輪となるものです。地域福祉推進の中心的な組織として、相互に連携強化を図り、取組を進めます。

3 庁内の推進体制

計画推進の中心となる担当部局の意識向上に努めるとともに、関連部局との積極的な連携体制を整え、全庁的な施策の推進を図ります。

計画に位置付けられる取組については、担当部局による計画事業の進捗管理のもと、計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、定期的な評価・見直しを行うことで、計画の全庁的な進行管理を実現します。

なお、令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域共生社会推進の観点から、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。今後のるべき福祉行政について、組織体制などの検討を進めます。

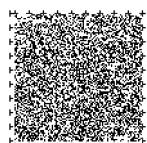
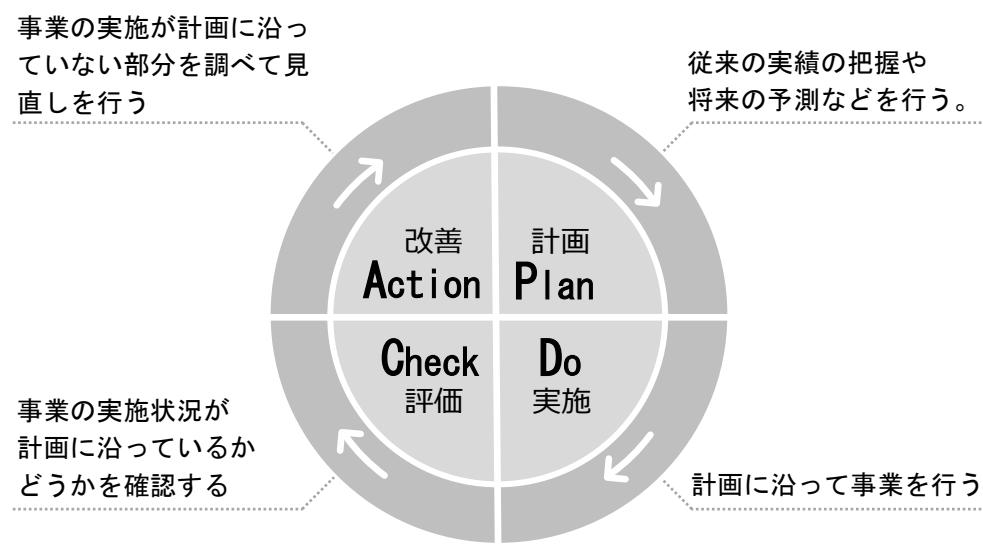


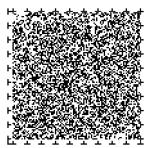
4 計画の評価・検証

計画に位置付けられる取組については、担当部局による定期的な評価・検証を行います。

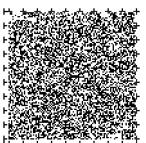
評価・検証は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを繰り返していきます。

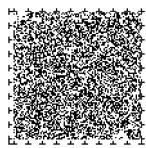
PDCAサイクルのイメージ





III 地域福祉活動計画







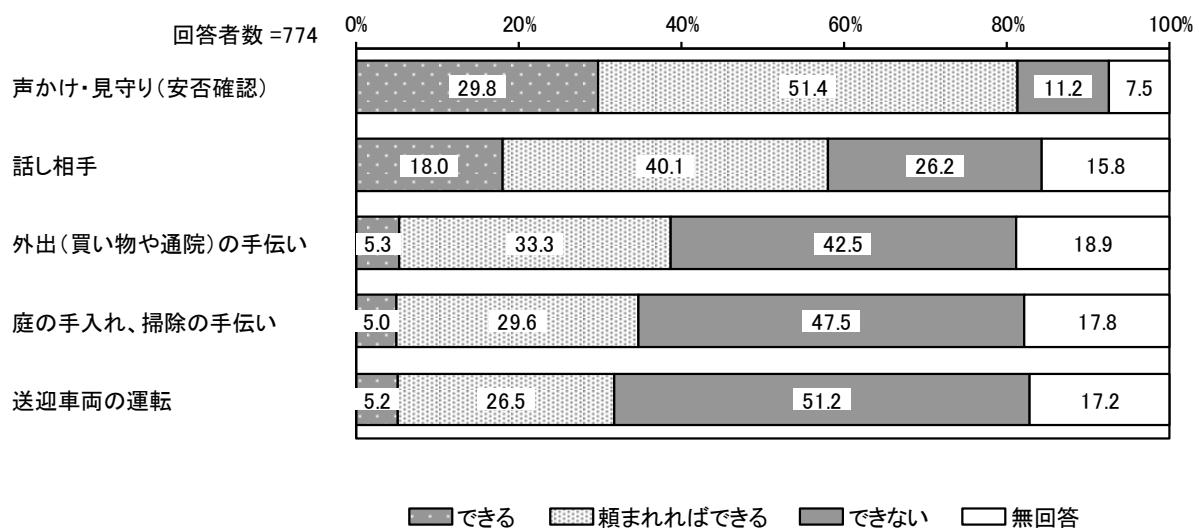
第1章

共生の意識づくり



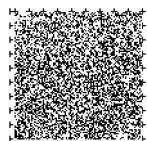
【地域福祉に関するアンケート調査からの現状】

あなたが体の不自由な方や身寄りのない方などを対象に、「こんなことであれば私もできる」と思うことについて、声かけ・見守り（安否確認）については、「頼まなければできる」が51.4%と最も高く、「できる」29.8%、「できない」11.2%となっています。



【目標数値】

項目	現状（令和3年度）	目標（令和8年度）
声かけ・見守り（安否確認）ができる割合	29.8%	35.0%



1 きずなを深める地域福祉の醸成

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、全ての人が自分らしく安心した生活を送るために、地域に暮らす住民の皆さんがあれぞれの役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティをつくることです。地域の福祉施設・事業所、専門職や専門機関、ボランティア団体、企業、行政等と互いに協力し合い、福祉課題の解決に向け、地域全体で支え合っていく地域共生社会を目指します。

地域社会への貢献活動に関心を寄せている企業や事業所に対しては、情報提供や活動の支援を積極的に行います。

(1) 児童・生徒が参加できるプログラムの充実

【現状】 子どもたちの夏休み期間を利用して福祉体験事業を実施しています。また、中学校、高等学校等へサマーショートボランティアへの参加を呼び掛けています。

〈目標〉	児童、生徒を対象としたプログラムの充実と周知を図り、子どもの頃からの福祉意識の醸成に努めます。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・小学生福祉体験の実施・中高生福祉体験の実施・サマーショートボランティアの広報

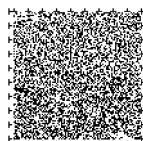
(2) 親子で参加できるプログラムの充実

【現状】 親子で参加できるプログラムとして、親子福祉体験事業を実施しているほか、父と子の料理教室など、市民のニーズに応えたプログラムの内容充実に努めています。

〈目標〉	親子で参加できる福祉教育、学習プログラムの充実のため、市民交流センター、子ども家庭センター等の子育て関連団体や施設、機関等との連携を強化します。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・親子福祉体験の実施・父と子の料理教室の開催



福祉体験



(3) 企業の社会貢献活動への支援

【現状】

地域貢献や社会貢献活動を望む企業や事業所に対して情報提供等を行っています。

〈目標〉	S D G s 及び社会貢献活動に関心のある企業や、活動を検討中の企業に対して、取組が可能な活動メニューを提供し、今後求められる相談に応えます。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・企業や事業所等の拡大・活動メニューの開発・商工会、中小企業家同友会等を通じて周知・啓発

2 多様な世代への福祉教育の充実

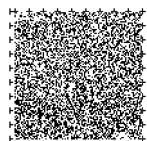
社会福祉協議会は、学校や地域住民等を対象とした福祉教育を推進することにより、あらゆる年齢層にわたり、地域福祉へより関心を持っていただくための取組を積極的に進めています。広がりのある事業を展開していくために、住民、学校、地域福祉推進委員会や福祉施設はもとより、行政とも、あらゆる面で「協働」を意識した福祉教育活動に取り組んでいきます。

(1) 福祉教育の推進

【現状】

福祉教育実践校 20 校の子どもたちや地域住民を対象に、優しさや思いやりの心を育むことを目的とした福祉体験や福祉講演会等を開催しています。

〈目標〉	小学生から大人までの各世代ごとに系統立てられたプログラムの実現を目指し、社会的包摶に向けた福祉教育を推進し、あらゆる年代にも対応できるメニューを立案します。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・地域別担当職員の配置・各世代にわたるプログラムの事業化・地域の社会資源との連携・福祉教育副読本の活用・福祉教育実践校連絡会の開催・福祉教育研修会の開催





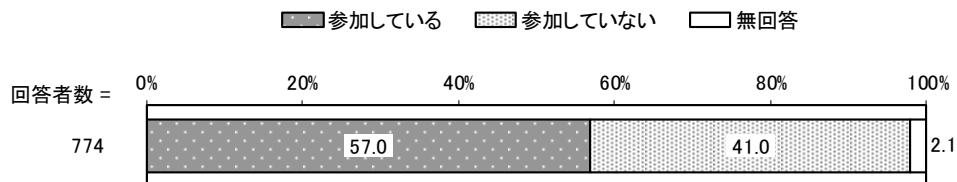
第 2 章

支え合い・助け合いの地域づくり



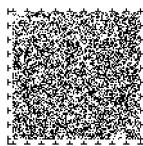
【地域福祉に関するアンケート調査からの現状】

地域活動への参加について「参加している」が57.0%、「参加していない」が41.0%となっています。



【目標数値】

項目	現状（令和3年度）	目標（令和8年度）
地域活動へ参加している割合	57.0%	60.0%



1 地域のつながりの強化

地域社会を支えるためには、地域住民による日常的な支え合いの取組が必要不可欠です。地域共生社会を目指し、高齢者、障害のある人、子ども、ひきこもりなど様々な対象が集まる居場所づくりの推進やふれあい・いきいきサロン等の情報交換を進めることにより、地域住民のつながりを深めていきます。

(1) 居場所づくりの推進

【現状】

旧町村単位に配置する第2層生活支援コーディネーターが、市内の18カ所の居場所（子ども食堂を含む。）支援を行っています。居場所運営者は、いつでも！どこでも！誰でも！を合言葉に活動を展開していますが、現在の参加者の多くは高齢者となっており、今後、対象者の拡大が課題となっています。

〈目標〉	地域共生社会を目指し、高齢者、障害のある人、子ども、ひきこもりなど、様々な対象が集まる居場所の提供を目指します。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・様々な分野の専門職による見守り支援・居場所連絡会の開催・居場所担い手養成講座の開催・子ども食堂（子どもの居場所）担い手養成講座の開催



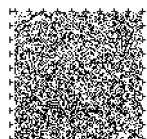
居場所づくり

(2) 地域福祉活動に関する情報交換の充実

【現状】

地域福祉推進委員会・小地域福祉推進組織の代表者間、ふれあい・いきいきサロン等の事業ごとの情報交換を進めています。

〈目標〉	旧町村単位の第2層協議体の充実、さらに自治会単位の第3層レベルの支援を視野に入れ、地域性に合った活動を推進します。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉連絡会の開催・サロン連絡会の開催



2 地域活動への主体的な参加の促進

「ふれあい広場（福祉まつり）」「社会福祉大会」を通じて、多くの市民が社会福祉協議会や福祉活動をもっと身近に感じることができる取組を実施していきます。

（1）ふれあい広場（福祉まつり）の開催

【現状】 市民と福祉に関する様々な機関・団体・個人が、一堂に会し、交流し、思いやりの心で明るく住みよい御殿場市をつくるため、毎年9月の最終土曜日に開催しています。

〈目標〉	ふれあい広場実行委員会プロジェクトとしての位置付けをより明確にし、福祉活動について理解、協力が得られるような福祉まつりを目指します。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・出店についての参加基準の設定・効果的なゲストの招聘・ボランティア募集

（2）社会福祉大会の開催

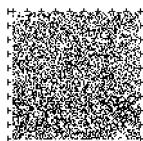
【現状】 社会福祉に功績のあった方々の表彰、意見発表等の内容で開催しています。

〈目標〉	市民が、この大会を通じて地域福祉やボランティア活動に関する意見発表の企画に努めます。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・市民が参加しやすい企画の検討（福祉施設授産製品の販売会等）

（3）介護の日キャンペーンの実施

【現状】 厚生労働省が「11月11日は、いい日・いい日の介護の日」として定める「介護の日」に、地域包括支援センターがキャンペーンを実施しています。

〈目標〉	キャンペーンを市民に周知し、市民が介護について考える機会の拡充を図ります。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・ホームページ、広報紙、チラシ、ポスター等を活用した市民への周知



(4) 障害者週間等キャンペーンの実施

【現状】 障害者基本法の公布日である12月3日から障害者の日である12月9日までの「障害者週間」に、障害福祉関係の団体、ボランティア、施設の活動紹介などを行うキャンペーンを実施しています。

〈目標〉	啓発行事等内容の充実と「障害者週間」のより一層の周知を図ります。また、防災とボランティアの日・週間、児童福祉週間、老人の日・週間等も同様の啓発の強化に努めます。
《取組》	・ホームページ、広報紙、チラシ、ポスター、パネル展示等を活用した市民への周知

(5) 共同募金運動の推進

○赤い羽根共同募金

毎年10月から12月に区長会、民生委員児童委員協議会をはじめ、学校や企業、団体の協力のもと募金活動を実施しています。児童遊具整備費の助成や罹災世帯の支援の実施、経済的な支援を必要とする方への重点的な援助に活用しています。

【現状】

○歳末たすけあい運動

毎年12月に区長会、学校や企業、団体の協力のもと募金活動を実施しています。募金は低所得世帯や子ども食堂等の地域活動にお届けしています。

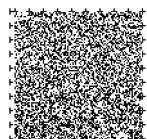
〈目標〉	募金活動には地域住民、関係機関、企業等の協力が必要不可欠であるため、理解が得られるよう共同募金の仕組みや使途などを明確にし、PRをしていきます。
《取組》	・共同募金委員会の開催 ・共同募金データベース「はねっと」の活用 ・使途を限定した目的別募金の導入を検討 ・募金箱設置へ協力企業、店舗の拡大 ・歳末たすけあい運動の周知、広報の強化



歳末配分式



赤い羽根共同募金



3 地域で支え合うネットワークづくり

社会福祉協議会では、ボランティアに関する相談窓口や活動の場としてボランティアビューローを運営しています。これからも、より多くの市民に気軽に利用していただけるよう、その機能の強化に取り組みます。

(1) ボランティア活動の拠点整備

【現状】 ボランティアに関する情報発信、相談調整窓口として開設しています。

〈目標〉	ボランティア情報がいつでも得られ、市民の誰もが気軽に集え、活動のできるボランティアビューローを目指します。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアコーディネーターの配置・ボランティア活動の啓発・相談事業の周知・様々なボランティア活動メニューの整備

(2) ボランティア講座の充実

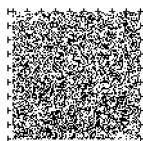
【現状】 ボランティアに興味のある方やこれからボランティアを始めようという方を対象とした入門講座を始め、手話、朗読及び要約筆記等の各種ボランティア講座を開催しています。

〈目標〉	内容の検討及び見直しを行い、各種講座修了生のフォローアップ及び活動先の拡充を目指すとともに、新たなニーズに対応した講座を開催します。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・各講座内容の検討及び見直し・地域の生活課題等に密着した講座の企画立案

(3) ボランティア活動への支援

【現状】 ボランティア活動保険の加入助成など、ボランティア活動に携わる個人やグループへの支援を行っています。

〈目標〉	誰もがボランティア活動に関われるよう、個人やグループ等への支援を積極的に行い、ボランティア活動への参加拡大を目指します。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア連絡協議会への支援・地域福祉推進員会や各関係機関との連携強化・ボランティア活動に関する調査・勤労者等に向けた情報提供の充実・協働、交流事業の実施





◀ クリーンアップ作戦

4 専門的な活動のできる人材の確保

少子高齢化に伴い、多くの福祉団体では、その後継者不足に悩んでいるという声を多く耳にします。また、福祉や介護の現場である法人や事業所等においても、その人材を確保することに苦慮しているのが現状です。

社会福祉協議会は、各種ボランティア講座の修了者へのフォローアップに加え、これから地域福祉活動の充実を図るために人材確保に向けた取組や、各関係機関と連携を図りながら、次代に「つなぐ」事業を展開していきます。

(1) 福祉人材の確保・育成

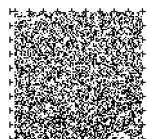
【現状】 これからの中高年層を対象とした福祉に関する啓発事業に取り組んでいます。

〈目標〉	福祉人材確保及び定着に向けた取組を研究し、これからの福祉人材の育成に努めます。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・アンケート結果を分析し、次代のニーズに合った育成事業の開催・世代別福祉教育プログラムとの連動・実習生の受け入れ促進

(2) 職員研修の実施

【現状】 知識・技術の習得、向上に向けて、全国社会福祉協議会や県社会福祉協議会が実施する職員研修や業務別、職種別、テーマ別研修などの参加を促しています。また、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員など、業務上必要な専門資格の取得を促進しています。

〈目標〉	外部研修への参加及び内部研修の内容充実を図り、職員の資質向上に努め、専門資格取得を積極的に推進します。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・テーマ別・業務別の自主研修の充実・職場内研修体制の見直しと強化





第3章

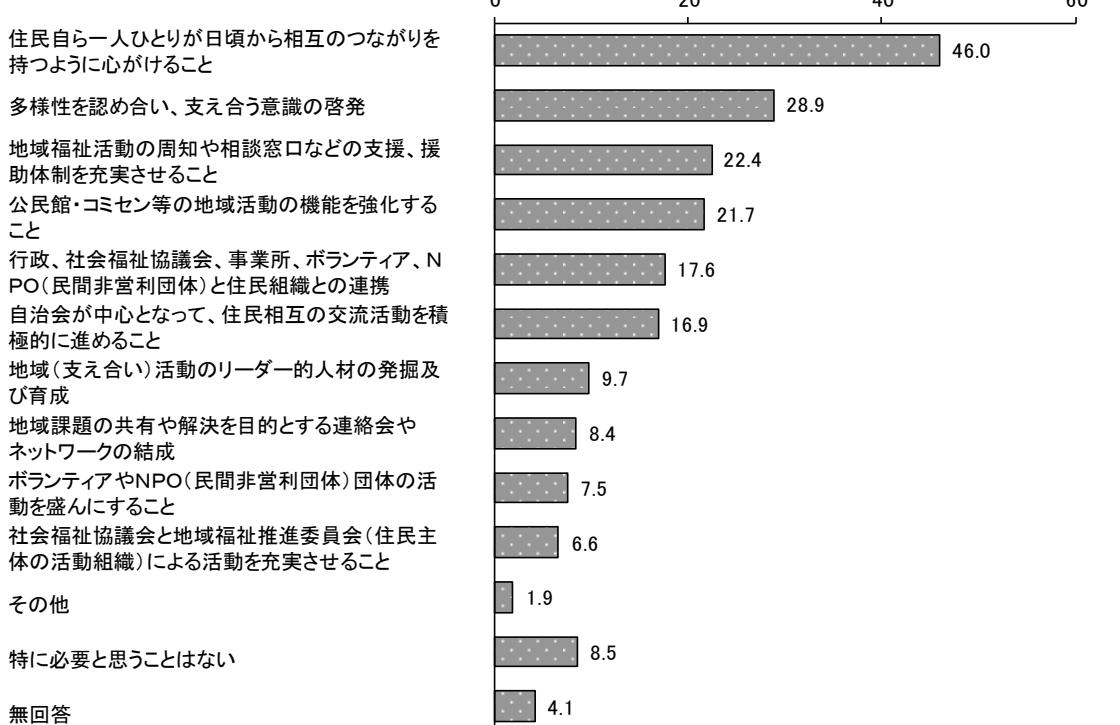
地域における福祉の環境づくり



【地域福祉に関するアンケート調査からの現状】

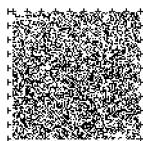
地域での支え合い活動の仕組みづくりで、あなたが特に必要だと思うことについて、地域での支え合い活動を進めるために必要なことは、「住民自ら一人ひとりが日頃から相互のつながりを持つように心がけること」が46.0%と最も高く、「多様性を認め合い、支え合う意識の啓発」28.9%、「地域福祉活動の周知や相談窓口などの支援、援助体制を充実させること」22.4%などと続いている。

回答者数 = 774



【目標数値】

項目	現状（令和3年度）	目標（令和8年度）
住民自ら一人ひとりが日頃から相互のつながりを持つように心がけることが必要だと思う割合	46.0%	60.0%



1 住みやすいまちづくり

少子高齢化の進行に伴い隣近所では人と人がふれあう機会が少なくなりつつあります。社会福祉協議会では、身近な地域の井戸端会議の場である「ふれあい・いきいきサロン」を各区に開設されるように支援し、地域住民が楽しく交流できるよう協力していきます。

また、地域住民の生きがいや活動の場づくりを進め、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと過ごすことができるよう関係機関との連携を図り、様々な取組を進めます。

地域福祉を進めるためには、社会福祉協議会のみならず主体である地域住民や地域福祉推進委員会、さらには、行政機関や社会福祉法人、福祉サービス事業者、民生委員児童委員、地域包括支援センター等との連携は欠かせません。

様々な事業への支援を通して、地域の福祉団体との連携も図ります。

(1) ふれあい・いきいきサロンへの支援

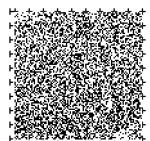
【現状】 身近な地域での、孤独感の解消や介護予防を目的に、地域住民主体の交流の場づくりへの支援を行っています。

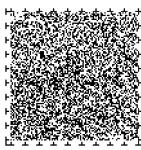
〈目標〉	各区に開設され、誰もが気軽に参加し、地域住民同士の交流がより深まることで、見守りや介護予防につなげていきます。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・余興等講師リストの充実・休止中のサロンの再開支援・サロン参加者の見守り・サロンボランティアの確保

(2) 子育てサロン活動の普及

【現状】 地域の人同士のつながりを深めることを目的に自主活動の場としてサロンを実施し、主任児童委員や子育て支援事業、子育てアドバイザーなど、地域の子育て資源との連携を進めています。

〈目標〉	他地域からの参加者増加が顕著に見受けられることから、市域（広域）で行う地域福祉事業の特性を考慮し、実施主体に対する手当を講じます。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・実施主体に対する手当の継続・I C T を活用した情報ツールの充実





(3) 市民交流センターを拠点とした住民の総合交流の促進

【現状】

多様な世代・立場の人が一堂に会して交流できるイベントや事業を実施しています。異なる世代、異なる立場の住民が一緒に楽しめるよう、遊び、学習、芸術、文化、スポーツ、ふれあい、福祉など、多様なテーマの事業を実施し、住民の交流を進めています。

また、定員10人から300人まで、大小様々な会議室等の貸館業務を行っています。

〈目標〉	貸館業務について、より多くの住民が利用できるよう努めます。施設の利便性・安全性を高めるため、施設・設備・器具備品の改修・修繕・整備・充実を計画的に図ります。また、サービスの向上のため、継続して利用者ニーズの把握に努め、ニーズに沿った改善とスタッフの資質・技能の向上により、利用者の満足度向上に努めます。
《取組》	<ul style="list-style-type: none"> ・貸館業務の適正な運営、利用率向上のための広報等の実施 ・交流イベント、教室・講座等の自主事業の充実 ・利用者（個人・団体）、館内各事業所との協働した事業の充実 ・会議室等利用報告書、利用者意見箱、自主事業参加者アンケート等を活用したニーズ把握と改善の継続 ・計画的な施設・設備・器具備品の改修・修繕・整備・充実 ・管理運営体制の見直しと強化 ・所属長会議・スタッフ会議の継続

(4) 老人クラブ活動への支援・協働事業の実施

【現状】

老人クラブ連合会や各支部、単位クラブの会議や各種自主事業が主体的に実施されるよう、職員を配置して支援しています。募金や友愛訪問等のボランティア活動、交通安全運動や社会奉仕等の地域貢献活動、スポーツ、文化教養、趣味活動の周知を進め、会員増強に努めています。

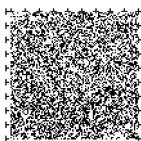
〈目標〉	継続して職員を配置し、老人クラブ活動への支援を行い、活動や事業の内容で協働して実施できるものについては、積極的な支援を行っていきます。
《取組》	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容の見直しと充実 ・会員増強策の検討

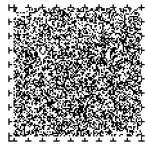
(5) 福祉団体への支援

【現状】

各福祉団体に対し、事業推進のための助成金を交付しています。

〈目標〉	福祉団体の活動内容や状況の把握に努め、より適正な助成金を交付し団体活動をサポートしていきます。
《取組》	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金のあり方についての検討 ・団体ヒアリングの実施





2 防災・防犯の地域づくりの推進

地震、風水害等、大規模災害が発生した場合、市内外から多くのボランティアが支援のために訪れます。社会福祉協議会では、災害時の市民ニーズに対応するために「御殿場市災害ボランティア本部」を立ち上げ、市との緊密な連携のもと、災害時におけるボランティア活動の支援に当たります。

また、日頃の備えとして、御殿場市ボランティア連絡協議会及び災害ボランティアコーディネーター御殿場との連携により、日常的な情報交換や訓練を通じての交流、研修等にも取り組んでいきます。

(1) 災害ボランティア本部立ち上げ訓練の実施

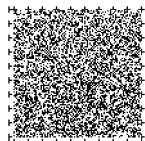
【現状】 災害時を想定したボランティアの受入訓練を、毎年1月に実施しています。

〈目標〉	いつ災害が発生しても、冷静な対応ができるよう、指示命令が的確になされ、活動が円滑に進むための訓練を重ねていきます。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・本部及びサテライト支部のあり方検討・活動内容の見直し及びマニュアル等の充実・組織体制の整備と強化・必要な資機材の整備・ＩＣＴの活用

(2) 災害時におけるボランティアの育成支援

【現状】 災害に備え、日常的に情報交換を行い、人材の発掘や育成への支援をボランティア連絡協議会及び災害ボランティアコーディネーターとの連携により実施しています。

〈目標〉	市内外の災害ボランティアとの交流や研修を重ね、広域的な連携を図り、災害時の備えを確実なものにしていきます。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・ふじのくに災害ボランティア養成講座の開催・福祉施設等からの災害ボランティアニーズの検討・広域連携



災害ボランティア本部立ち上げ訓練

3 要配慮者への支援の充実

地域においては、見守りが必要な高齢者等を対象に、小地域単位での声かけや安否確認などのネットワーク活動を積極的に推進していきます。

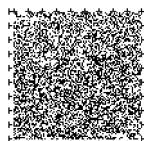
(1) 声かけ・見守り活動等の普及

【現状】 地域福祉推進委員会を中心とした小地域単位での住民同士の見守り（小地域ネットワーク）活動を実施しています。

〈目標〉	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすために、関係機関と協力し、見守りが必要な高齢者等への声かけや安否確認を推進し、地域の福祉課題の早期発見、早期解決につなげます。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉推進委員等協力ボランティアの拡大・地域包括支援センター等との連携強化



柏ノ木区福祉委員による見守り活動



4 地域に合った取組の推進

現在、市内には旧町村を基本単位に、6地区に地域福祉推進委員会が組織され、地域の特性をいかした様々な活動を展開しています。住民主体による身近な地域での支えあい、助け合い活動に取り組んでいます。

地域福祉推進委員会の構成も地域において様々ですが、地域福祉を共に進める大切なパートナーであり、これからも、高齢者や障害のある人やその家族等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な事業を行っていきます。

また、地域福祉活動計画の策定に当たり、各地域福祉推進委員会ごとに、様々な意見や提案を頂きました。これらの意見を基に、各地区の今後5年間の福祉活動の指針を取りまとめ、地域と共に地域福祉の推進に積極的に取り組んでいきます。

(1) 地域福祉推進委員会の充実

地域福祉推進委員会は市内の6地区に組織され「誰もが住み慣れた地域で、安心して、いきいき暮らせるまち」を目指し、地域の実情に合わせた様々な福祉活動を地域住民が主体となり取り組んでいます。

【現状】

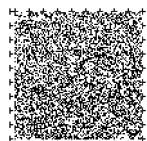
- ・安定した活動財源の確保
- ・広報啓発活動の強化
- ・事例集の作成
- ・交流事業の推進
- ・学習機会の提供



印野地区フードバンク勉強会



御殿場地区第2層協議体研修会



印野地域福祉推進委員会

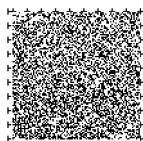


子育てサロン

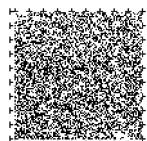


時之栖区ふれあいのつどい

<基本データ>	<p>*令和3年10月末現在のデータ 人口：1,926人（男 956人・女 970人） 世帯数：673 世帯 高齢化率：31.2%</p>
<内容>	<p>印野地域福祉推進委員会 発足：昭和63年3月</p>
1 現状を みつめて みました	<p>市内で最も人口が少ないが、3つの区からなり、それぞれの地域で様々な福祉活動を実施している。多世代世帯が多く、地域とのつながりは比較的強い。 世代間交流として、そうめん流しやしめ飾り教室の開催、高齢者福祉推進事業として各地区でひまわりサロン、ふれあいのつどい、児童福祉推進事業として全体で子育てサロンを実施している。</p>
2 今の課題を 考えて みました	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流として行事があるが、高齢者の参加が少なくなっている。 ・商店等が少ないとこと、また、地域によっては開催場所まで遠いためサロン活動への参加ができない方がいる。今後高齢者の買い物や社会活動参加のための移動手段が懸念される。 ・近年特に男性高齢者の衰えを強く感じる。



印野地域福祉推進委員会	
3 こんな活動があつたらいいな！	<p>①地域で支える移動支援の立ち上げ ②誰もが集える居場所づくり ③フードバンク事業 ④児童福祉推進事業の継続（新生児に絵本のプレゼント、子育てサロン事業など）</p>
4 具体的な取組	 <pre> graph TD A[①地域で支える移動支援の立ち上げ] --> B[移動支援が必要な人を抽出] A --> C[②誰もが集える居場所づくり] A --> D[③フードバンク事業] A --> E[④児童福祉推進事業の継続] B --> F[協力者・車両の確保] C --> G[各分野での担い手のマッチング] D --> H[各種団体と連携強化し、参加者を増やす] E --> I[回収率をアップし、より多くの人に支援] F --> J[社会参加し、介護予防へ] G --> K[地域づくりで生きがいづくり] H --> L[移動支援を実施し、参加しやすい事業に] I --> M[日頃から助け合いの輪が広まる] K --> N[次世代を担う子どもたちを地域ぐるみで育む] </pre> <p>①地域で支える移動支援の立ち上げ ②誰もが集える居場所づくり ③フードバンク事業 ④児童福祉推進事業の継続</p> <p>移動支援が必要な人を抽出 地域活動を分析 新しい生活様式に合った世代間交流事業の見直し フードバンク事業の周知 児童福祉推進事業の継続</p> <p>協力者・車両の確保 各分野での担い手のマッチング 各種団体と連携強化し、参加者を増やす 回収率をアップし、より多くの人に支援 地域の子どもたちを把握し、切れ目のない関わりを</p> <p>社会参加し、介護予防へ 地域づくりで生きがいづくり 移動支援を実施し、参加しやすい事業に 日頃から助け合いの輪が広まる 次世代を担う子どもたちを地域ぐるみで育む</p>
5 目指していきます！	<p>一人ひとりの小さな困りごとを把握し、みんなで助け合い、解決していく、どの世代でもより住みよい地域づくり。</p>



玉穂地域福祉推進委員会

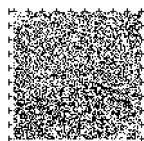


子育てサロン

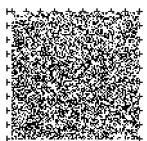


中畠北区買い物支援

<基本データ>	<p>*令和3年10月末現在のデータ 人口：9,722人（男 5,154人・女 4,568人） 世帯数：4,495世帯 高齢化率：28.3%</p>
<内容>	玉穂地域福祉推進委員会 発足：平成3年11月
1 現状を みつめて みました	<p>7区からなり、それぞれの地区から選出された地域福祉推進委員が、各区実情に応じて高齢者サロンを実施。また、地域全体で子育てサロンの実施、定期的な役員会を実施し、現状の把握、より良い地域づくりのための意見交換の場を設けている。</p> <p>さらに、夢フェスタ玉穂への参加を通して、世代間交流もなされている。30年の歴史がある中で組織として基盤はできているが、隙間の問題にも目を向け、誰もが住みやすい地域づくりを推進していきたい。</p>
2 今の課題を 考えて みました	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者サロンに関しては参加者が固定化しており、新たな参加者の発掘が必要。 ・子育てサロンに関しては、他地区からの参加もあり、地区ではよりきめ細やかな支援を行いたい。 ・中畠北区にて高齢者の買い物支援を実施している。他地区においてもニーズがあるか調査が必要。 ・地域の施設や企業等の社会資源を活用し、より良い地域づくりに発展できればと考える。



玉穂地域福祉推進委員会	
3 こんな活動があつたらいいな！	<p>①誰もが集える居場所づくり（サロン活動の拡充も含む。） ②高齢者移動支援の拡充 ③福祉施設等との連携 ④地域活動に多世代が関わる仕組みづくり</p>
4 具体的な取組	<p>①誰もが集える居場所づくり</p> <pre> graph TD A[①誰もが集える居場所づくり] --> B[サロン参加者の掘り起こし] A --> C[子育てサロンのニーズ調査] A --> D[様々な地域活動の提案] B --> E[サロン参加者の増加] C --> F[ニーズがあった地域での試験的な実施] D --> G[シニアクラブを通じて元気な高齢者に活躍してもらう！] E --> H[地域とつながりより元気な地域へ] F --> I[継続するために担い手の確保・仕組みづくり] G --> J[できることから1つずつ実践] H --> K[②高齢者移動支援の拡充] I --> L[③福祉施設等との連携] J --> M[④地域活動に多世代が関わる仕組みづくり] K --> N[中畠北区の買い物支援に参加してもらい、活動の周知] L --> O[福祉教育推進のため学校、福祉施設との連携] M --> P[丁寧な声かけで地域活動の周知] N --> Q[各支部の現状により小規模できそうなところからやってみる] O --> R[福祉施設を学びの場所に] P --> S[関心のある人を募る] Q --> T[地区全体での仕組みづくりへ] R --> U[福祉を身近に感じよう！] S --> V[担い手の組織化] </pre> <p>②高齢者移動支援の拡充 ③福祉施設等との連携 ④地域活動に多世代が関わる仕組みづくり</p> <p>⑤ 目指していきます！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子は宝！幼少期から地域で育てる。福祉を自然に学べる環境づくり。 ・どの世代も、誰もがつながっていることを体感できるような参加したくなる仕組みづくり。



高根地域福祉推進委員会

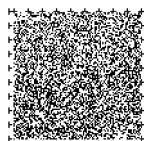


高根中郷館



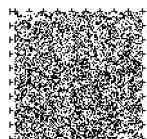
子育てサロンの様子

<基本データ>	<p>*令和3年10月末現在のデータ 人口：4,618人（男 2,260人・女 2,358人） 世帯数：1,690世帯 高齢化率：33.6%</p>
<内容>	<p>高根地域福祉推進委員会 発足：平成5年3月</p>
1 現状を みつめて みました	<p>高根地区は、御殿場市内の中で最も高齢化率が高い地区となっているが、農業を中心とする世帯が多く、高齢になっても元気に過ごしている。 地区全域を対象とした、「移動手段」についてのアンケート調査を実施し、多世代が一緒に暮らしている家庭が多いので移動困難な世帯は少数であることが判明。 高齢者、子育てサロンは公民館を会場として開催している。それぞれ参加者が減少している。</p>
2 今の課題を 考えて みました	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少数ではあるが、移動困難な高齢者がおり、他地区のように移動支援を実施する必要性がある。 ・ 高齢者、子どもといった誰もが交流できる居場所づくりの検討。



高根地域福祉推進委員会

3 こんな活動があつたらいいな！	<p>①移動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区ごとに行う、運転ボランティア養成講座の実施 ・意欲のある方の発掘を目指し、年1回又は隔年開催 ・運転免許証返納者に各地区から記念品贈呈とともに今後、移動支援についてのアンケート調査を実施し、ニーズ把握をする <p>②居場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居場所・サロンの参加者で年数回の文化祭やスポーツ大会の実施
4 具体的な取組	<p>①移動支援</p> <pre> graph TD A[意欲のある人を募集] --> B[運転ボランティア養成講座 (地区ごと)] C[免許返納者の把握] --> D[記念品の贈呈・ アンケートの実施] B --> E[各地区的移動支援へ普及] D --> F[ニーズ把握し 今後につなげる] </pre> <p>②居場所</p> <pre> graph TD G[交流できる拠点を探す] --> H[ボランティアの 募集・育成] I[内容の計画] --> J[近所・広報を通じて 参加者を募集] H --> K[地域住民の交流の場に] J --> L[気軽に集まれる 場所の実現] </pre>
5 目指していきます！	高齢者から子どもまで交流ができ、住み慣れた地域で自分らしく生活ができる地域づくり。



原里地域福祉推進委員会

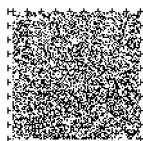


原里小学校から見た富士山

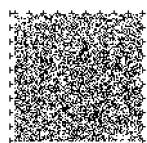


子育てサロンの様子

<基本データ> *令和3年10月末現在のデータ 人口：17,316人（男 9,075人・女 8,241人） 世帯数：7,717世帯 高齢化率：24.4%	<内容> 原里地域福祉推進委員会 発足：平成5年11月
1 現状をみつめてみました	<p>各区の地域福祉推進委員が主体となり、いきいきサロン、子育てサロン活動に取り組んでいる。また、福祉広報「さざなみ」を活用し住民へ周知している。サロンを実施するに当たり、地区によって異なるが、野菜づくりから収穫までの体験など、子どもから高齢者にわたり交流を持ち活動している。子どもから高齢者まで、多世代が交流できる仕組みづくりを目指し活動している。</p>
2 今の課題を考えました	<p>高齢者の増加に伴い、サロンへの参加や買い物の移動手段の確保が課題となっている。また、地域福祉の担い手が年々高齢化しつつあり、その継承者が不足しているのが現状である。誰でも気軽に立ち寄れる居場所づくりと環境づくりが必要である。</p>



原里地域福祉推進委員会	
3 こんな活動があつたらいいな！	<p>①みんなで交流しあう活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや若い世代も参加できる ・高齢者も参加のしやすい環境づくり ・各役員に若い世代を <p>②みんなの居場所をつくり世代間交流を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが集える居場所づくり ・高齢者と子どもの交流
4 具体的な取組	<p>①みんなで交流し合う活動</p> <pre> graph TD A[若い世代が参加できる機会を増やす] --> B[若年層の指導者を育成] A[移動支援に関するアンケートの実施] --> C[車両の確保担い手育成] A[地域の核となるリーダーの発掘] --> D[地域の担い手の養成] B --> E[指導者が中心となり地域をひっぱる] C --> F[モデル地区を参考に普及] D --> G[新たな協力者の育成] E --> H[指導場所に関するアンケートの実施] F --> I[居場所の運営主体を探す] G --> J[身近な居場所となる拠点を探す] H --> K[定期的な居場所の開放] I --> L[参加者やリーダーとなる人材を探す] J --> M[地域住民の交流の場に] K --> N[地域住民の交流の場に] </pre> <p>②みんなの居場所をつくり世代間交流を</p> <pre> graph TD A[居場所に関するアンケートの実施] --> B[居場所の運営主体を探す] B --> C[身近な居場所となる拠点を探す] C --> D[定期的な居場所の開放] D --> E[参加者やリーダーとなる人材を探す] E --> F[地域住民の交流の場に] </pre>
5 目指していきます！	多世代にわたって交流を図り、誰もが参加しやすい環境づくりや地域づくりを目指す。



富士岡地域福祉推進委員会

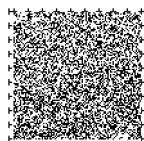


地域福祉研修会

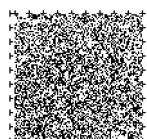


居場所

<基本データ>	<p>*令和3年10月末現在のデータ 人口：17,452人（男 9,100人・女 8,352人） 世帯数：7,557世帯 高齢化率：25.1%</p>
<内容>	<p>富士岡地域福祉推進委員会 発足：平成7年1月</p>
1 現状を みつめて みました	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内では公園祭りや文化祭などを通し、住民同士の交流を図っている。 ・高齢者サロン、子育てサロンの開催、居場所の開催など地域の中の通いの場を提供している。 ・高齢者に対する声かけや見守り、小中学生の登校時の見守り活動を実施している地区もある。 ・地域の伝統芸能や祭りを継承している。
2 今の課題を 考えて みました	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども同士が気軽に交流できる場がない。 ・災害に備えた高齢者、障害者等要援護者の情報共有と避難体制づくり。 ・高齢者の社会参加と移動手段。 ・地域内の諸活動に対する関心の薄れ。 ・地域の情報共有と情報発信。



富士岡地域福祉推進委員会	
3 こんな活動があつたらいいな！	<p>①つながり支え合う活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に備えた避難・支援体制づくり ・高齢者の移動・外出支援に対する取組 <p>②地域の人と魅力を生かした活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の活躍の場を生み出す ・高齢者の得意分野の能力を発揮する機会をつくる ・地域の資源、特性を生かした交流の場づくり ・子どもの交流の場づくり
4 具体的な取組	<p>①つながり支え合う活動</p> <pre> graph TD A["様々な団体が参加した 話し合いの場を設け、 要援護者を把握"] --> B["対象者のニーズ把握 防災訓練での検証"] C["高齢者の移動・外出 に関する実態把握"] --> D["人材育成 地域資源開発"] B --> E["日頃の声かけ、見守り 災害時の避難体制づくり"] D --> F["移動・外出支援の運営"] </pre> <p>②地域の人と魅力を生かした活動</p> <pre> graph TD G["若い世代が中心になり、 地域の文化や特色を 情報発信"] --> H["若年層や高齢者が 得意分野で 活躍できる場を作り、 関心・意欲を高める"] I["地域の中の場や 人材を把握"] --> J["子どもが気軽に通える 場所づくり"] H --> K["行事や活動を通して 交流し、世代間のつなが りを持つ"] J --> L["様々な世代が関わり、 地域で子どもを 育む場所へ"] </pre>
5 目指していきます！	住民がつながりながらきずなを深め、安心していきいきと暮らせる地域づくり。



御殿場地域福祉推進委員会

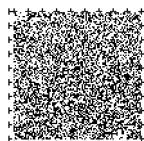


二枚橋区つるかめクラブゲーム大会

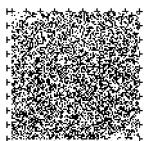


北久原区移動支援

<基本データ>	<p>*令和3年10月末現在のデータ 人口：35,771人（男 17,966人・女 17,805人） 世帯数：15,889世帯 高齢化率：24.2%</p>
<内容>	<p>御殿場地域福祉推進委員会 発足：平成30年1月</p>
1 現状を みつめて みました	<p>地区全体の傾向として、地域福祉推進委員会の活動が住民に浸透し切れていない印象がある。 さらに、多様な角度から見ると、日中独居高齢者の増加、地域福祉活動を支えるボランティアの高齢化、子どもを地域で育てる体制や災害時の支援体制の脆弱化が進んでいるのが現状。</p>
2 今の課題を 考えて みました	<p>家庭の中で孤立している、日中独居、地域に馴染めない高齢者が増加し、フレイルが進行しつつある。さらに、地域差はあるが、向こう3軒隣の精神が薄れつつあることが課題。</p>



御殿場地域福祉推進委員会	
3 こんな活動があつたらいいな！	<p>①移動支援の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が買い物に困らない適切な移動、交通の確保 <p>②誰もが集える場の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点が多い、歩いて行ける居場所づくり ・高齢者、子ども、障害のある人など誰もが集える居場所づくり <p>③地域福祉推進委員会の活動を P R</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する地域福祉活動の見える化 ・災害時に助け合える地域づくり ・ボランティアの育成と学校教育との連携づくり
4 具体的な取組	<p>①移動支援の拡充 ②誰もが集える場の発掘 ③地域福祉推進委員会の活動を P R</p> <pre> graph TD A[①移動支援の拡充 ②誰もが集える場の発掘 ③地域福祉推進委員会の活動を P R] --> B[移動支援の運転に関する 担い手育成] A --> C[日中独居高齢者が集える 空き家等を活用した場所 の発掘と担い手育成] A --> D[区の活動に福祉の精神を 盛り込む] B --> E[社会福祉法人、 NPO 法人、各種法人等の 協力による車両の確保] C --> F[いつでも！誰でも！ どこでも！参加できる 居場所の拡充] D --> G[「地域振興ごてんば」に 区が行う福祉活動や地域 福祉推進委員会の活動を 継続的に掲載] E --> H[モデル地区を参考に 移動支援を普及] F --> I[高齢者、子ども、障害の ある人が気軽に集える 場所を住民へ周知] G --> J[住民全体へ P R] </pre>
5 目指していきます！	向こう 3 軒両隣の精神の復活と「きずな」を深めた地域！





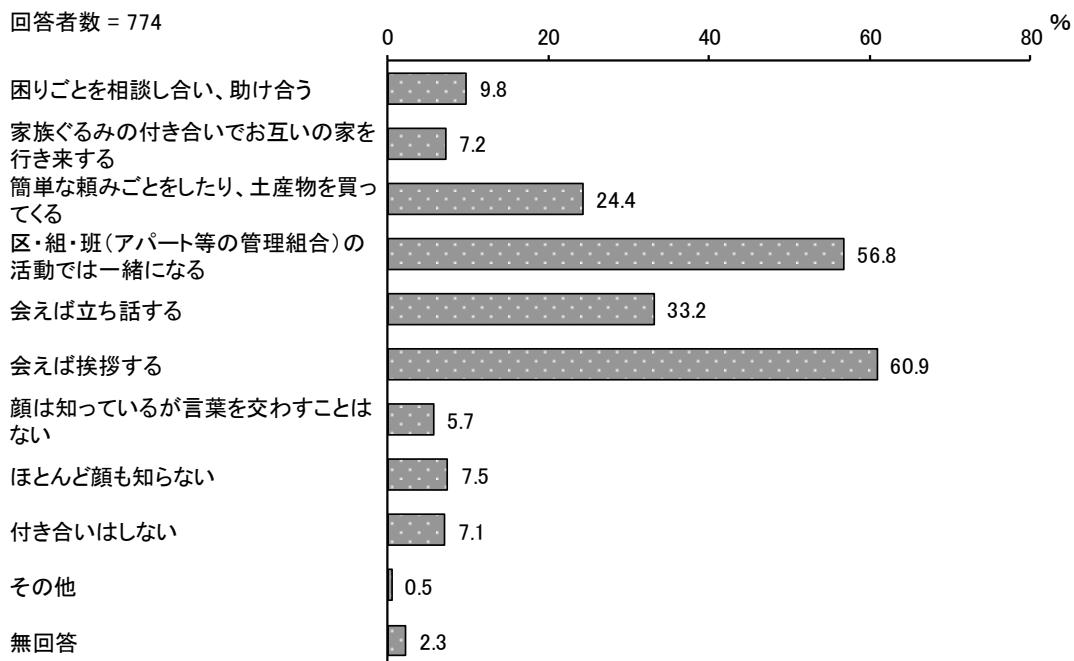
第4章

地域の福祉を支える仕組みづくり



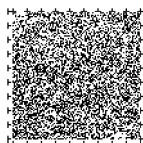
【地域福祉に関するアンケート調査からの現状】

あなたは地域の人とどの程度のお付き合いをしているかについて、近所付き合いの程度は、「会えば挨拶する」が60.9%と最も高く、「区・組・班（アパート等の管理組合）の活動では一緒になる」56.8%、「会えば立ち話をする」33.2%などと続いています。



【目標数値】

項目	現状（令和3年度）	目標（令和8年度）
地域の人との付き合いで「困りごとを相談し合い、助け合う」の割合	9.8%	15.0%



1 相談支援体制の強化

社会福祉協議会では、福祉や生活全般に関する「心配ごと相談」や結婚を希望される方々を対象とする「結婚相談」を行っています。今後、より多くの関係機関との連携を図りながら、身近な相談窓口としての機能を充実させていきます。

これまで社会福祉協議会の事業は、多くの市民の御理解と御協力により支えられてきましたが、少子高齢化の進行とともに近年の経済不況により、財源確保のみならず、地域における活動への協力者の確保も大きな課題となっています。今後も、社会福祉協議会の更なる基盤強化を図り、地域福祉活動のなお一層の充実に向けて「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現を追求していきます。

(1) 福祉総合相談窓口の開設

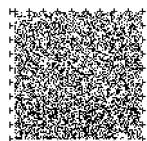
【現状】 ふれあい福祉相談センターでは、福祉や生活に関わる心配ごとなどの相談窓口を開設しています。

〈目標〉	福祉等に関する相談に対し、適切な援助を行い、専門性を要する相談に対しては、関係機関との連携を図ります。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・相談員の専門性向上のため研修会等へ参加・生活困窮者自立支援事業、各種貸付事業との連携と情報共有・パンフレット発行

(2) 結婚相談の強化

【現状】 結婚を望む方々に対し、毎月第1金曜日、第3日曜日に男性相談日、毎月第2土曜日、第4金曜日に女性相談日を開設しています。また、年数回ふれあい婚活パーティーを開催しています。

〈目標〉	相談者がより利用しやすい場所を提供し、相談にも適切に対応できる体制をつくります。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・相談しやすい場所の確保及び体制づくり・相談員の資質向上・行政を含む関係機関との連携



(3) 社会福祉協議会の体制整備

○社会福祉協議会会費

地域福祉推進のため毎年6月を社協会費月間としています。

普通会費 区を通じて各世帯から頂く会費

【現状】 賛助会費 福祉施設や民生委員児童委員から頂く会費

特別会費 法人や篤志家から頂く会費

○寄附金

市民や企業、団体等から寄せられる寄附金を地域福祉推進のために活用しています。

〈目標〉	地域福祉推進のため、社会福祉協議会の財源確保は最重要事項であり、地域住民、企業の理解が得られるよう基盤強化に取り組みます。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会の福祉活動に賛同を得られるようなPR強化・会費収入の増強

2 情報提供体制の整備

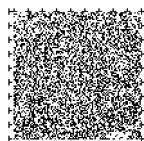
全世帯に配布している広報紙「社協だよりひだまり」は紙面の充実を図り、ウェブサイトやコミュニティFM放送の番組等、あらゆる広報媒体を通じて、社会福祉協議会をより理解していただけるよう情報提供に努めています。

社会福祉協議会マスコットキャラクター「ふくっぴ～」による福祉啓発を進めてまいります。

(1) 広報紙「社協だよりひだまり」の発行

【現状】 福祉情報を広く市民に届け、福祉活動をより身近に感じられる内容を目指し、広報紙を年8回全戸配布しています。

〈目標〉	市民により分かりやすい紙面づくりに努め、社会福祉協議会事業や福祉活動への理解と協力が更に得られるような広報紙を目指します。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・ウェブページとの連動（QRコードの掲載）・必要に応じて増ページの検討・シリーズ化した記事の連載



(2) ウェブサイトの充実

【現状】 市民により分かりやすい福祉情報を提供するため、ウェブサイトの情報を随時更新しています。

〈目標〉	地域福祉に関する情報を市民に広く周知するため、ブログ等の活用を含め、リアルタイムな情報発信を目指します。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・各ページ掲載内容の充実・バナー広告の検討・社会福祉協議会活動冊子の公開

3 地域のニーズに応じたサービスの提供

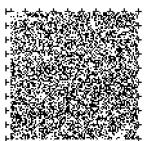
社会福祉協議会では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、生活課題を抱える人々に対して積極的に支援していきます。

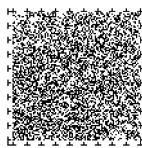
高齢者や障害のある人、あるいはその家族等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるために様々な事業を行っています。ボランティアによる歩行困難な方の通院等の外出支援を行う「運転ボランティア事業」や「車椅子等貸出事業」を実施し、誰もが安心して暮らせるための環境づくりに取り組んでいます。

これまでも介護サービスや障害福祉サービス各事業を実施しており、援護を必要とする人が、その人に合った福祉サービスを受けることにより、日常生活の質が更に向上できるよう努めています。さらに、今後の制度改正や新たなニーズに的確かつ積極的に対応していきます。



あったかサポート





(1) 高齢者生活支援体制整備事業の実施

【現状】

地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図るために、協議体と生活支援コーディネーターを設置し、様々なネットワークをいかしながら、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進しています。

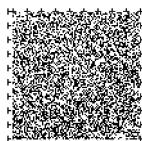
〈目標〉	増加、複合化する高齢者への生活を支援するため、高齢者生活支援体制整備事業（市受託事業）を推進し、地域の中の支え合い、助け合い活動を創出します。
《取組》	<ul style="list-style-type: none"> ・御殿場市生活支援・介護予防協議体会議の開催 ・生活支援コーディネーターの配置 ・旧町村単位に設置される第2層協議体の運営支援 ・地域包括支援センターとの連携 ・居場所づくり運営の支援 ・地域ケア会議を通じてのニーズ把握 ・男性講座の実施 ・生活支援等サービス冊子の発行 ・ワークショップの実施 ・広報紙の発行 ・担い手養成講座の実施 ・移動サービスの創出支援事業の推進 高齢者の日常生活の利便性を向上させるため、移動手段のない方を対象として、社会福祉法人やボランティアとの連携による移動支援（買い物支援）サービスを創出します。さらに、高齢者のフレイル予防を念頭に置き、週1回から月に1回の支援を継続的に行います。 ・住民参加型生活支援事業「あったかサポート」の運営 地域住民の参加と協力による住民相互の支え合い（会員制の住民参加型有償在宅福祉サービス）を運営し、誰もが住み慣れた自宅や地域で安心して自立した生活が送れるように支援します。

(2) ふれあい会食会の実施

【現状】

毎月1回ふれあい会食会を実施し、ひとり暮らし高齢者の仲間づくりや食生活の改善に努めています。参加者は年々増加傾向となっています。

〈目標〉	事業内容の充実を図るとともに、中学生やボランティア団体などの参加を促し参加者との交流を図ります。
《取組》	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの参加拡大 ・交流の場としての活用 ・社会福祉法人との連携





◀ ふれあい会食会

(3) 福祉車両貸出事業の充実

【現状】 歩行困難な方の通院、リハビリ等にボランティアが福祉車両で送迎を行うサービスを実施しています。また、歩行困難な方の社会参加の促進を図るため、福祉車両の貸出しを行っています。

〈目標〉	事故防止に努め、安全安心な運行を徹底します。
《取組》	<ul style="list-style-type: none"> ・運転ボランティアの会「たんぽぽ」の運営支援 ・新たな運転ボランティアの確保 ・安全運転研修会の開催

(4) 在宅介護機器、福祉機器の利用促進

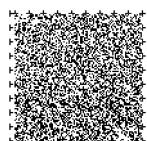
【現状】 在宅要介護者等へ車椅子を貸し出しています。また、介護機器、福祉機器の展示コーナーを設置し、紹介、斡旋販売をしています。

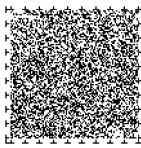
〈目標〉	事業の周知を図り、利用促進を図ります。
《取組》	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な車椅子メンテナンスの実施

(5) 地域包括支援センター事業の実施

【現状】 地域包括ケアシステムの構築と、高齢者の自立した生活の継続を目的に、介護予防プラン作成、サービス調整、評価等の一連の援助を行っています。

〈目標〉	地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係機関と協働連携し、地域における高齢者への総合的、継続的な支援活動の充実に取り組みます。認知症高齢者等にやさしい地域づくりを目指し、認知症への理解を深めるための普及、啓発を推進します。
《取組》	<ul style="list-style-type: none"> ・玉穂地域、高根地域の高齢者見守り支援ネットワーク構築 ・出張相談、広報紙の発行等による介護予防活動の周知 ・介護予防プログラムの提供 ・介護予防教室の実施





(6) 介護保険事業の充実

○居宅介護支援事業

介護を必要とする方々の相談、申請、助言を行い、介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

○訪問介護事業

【現状】

ホームヘルパーや介護福祉士が家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や家事等の生活支援を行います。

○通所介護事業

デイサービス（日帰り施設）に通い、食事、入浴、日常動作訓練等を行います。

〈目標〉	高齢者及び障害のある人が自分らしい生活を送ることができるよう、自立した生活を積極的に支援するという介護保険の理念に沿った活動を継続し、質の高いサービスを提供します。また、県が提唱する「ふじのくに型福祉サービス」の理念に基づき、通所系サービス事業において、様々な交流、連携強化を図り、共生型福祉施設を目指します。
《取組》	<p>(居宅介護支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員のスキルアップ及び主任介護支援専門員の育成(訪問介護事業) ・効率的な事業運営の促進 <p>(通所介護事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護のサービスの充実 ・地域貢献活動の推進 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の処遇改善、資格取得支援、積極的な研修参加を通じて、育成強化を図り、より高いレベルで定着できる環境づくりの推進 ・介護保険の改正に伴う見直し及び体制の強化

(7) 障害福祉サービス事業所の運営

○居宅介護事業

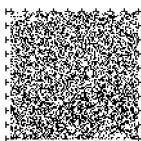
障害のある方の家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助、調理、清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を目的にサービスを提供しています。

【現状】

○生活介護事業

障害のある方が通所し、食事、入浴、排泄の介助、創作的活動及び居場所としてのサービスを提供しています。

〈目標〉	利用者や保護者が地域でより安心して利用できる障害福祉サービス事業所の運営に努めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。
《取組》	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質向上及び相談支援体制の充実



4 セーフティーネットの整備

少子高齢化の進行により、社会的孤立や高齢者等の消費者被害が増加しています。社会福祉協議会では、「成年後見支援センター」を運営し、成年後見制度の利用促進を図るための啓発活動や相談援助を行います。さらに、講座や講演会を開催し、成年後見制度に対する理解を広げていくよう取り組んでいきます。

また、認知症や知的障害等により判断能力が不十分な方の権利を擁護するための「日常生活自立支援事業」に取り組んでいます。

社会や経済構造の変容に伴い、安定した雇用機会が縮小し、家族及び地域のあり方も変わりつつある中、経済的にも生活困窮に陥り、孤立する人や家族が少なくありません。これまで、社会福祉協議会が行ってきた援護事業や貸付事業についても、そのニーズは年々高まりつつあります。

社会福祉協議会としては、関係機関との連携を通して、これから支援のあり方等の検討を行い、重層的支援体制整備事業を含め、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が営めるよう、様々な支援を行っていきます。

(1) 成年後見支援センター及び法人後見による支援

○成年後見支援センター

成年後見制度の普及啓発を行うとともに、市民後見人の養成を行っています。また、制度を必要とする方の相談援助を行っています。

【現状】

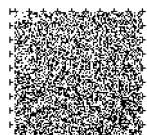
○法人後見

社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任し、判断能力が不十分な人の支援を行っていきます。

〈目標〉	より多くの市民へ向けた制度の普及啓発に取り組み、様々な専門機関との連携強化を図ります。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・相談件数の増加・法人後見受任件数の増加・専門機関との連携強化・市民後見人養成講座の継続開催・啓発講演会の開催



◀ 成年後見支援センター開所式



(2) 日常生活自立支援事業の実施

【現状】 判断能力に不安がある方に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援等を行っています。

〈目標〉	判断能力に不安のある方も安心して暮らせるよう、適切な制度支援につなげていきます。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・利用契約件数の増加・積極的な広報活動・専門員及び支援員の資質向上・静岡県社会福祉協議会を始め関係機関との連携強化及び基盤の整備

(3) 生活困窮者自立支援事業の実施

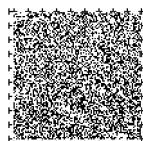
【現状】 経済的に困窮されている方等の相談に対応し、自立に向けた計画を立て伴走型の支援を行っています。就労先の確保を目的とした事業の周知や実際の支援を通じて地域との連携を図り、相談者を含めた全ての人が、暮らしやすいまちづくりを進めています。

〈目標〉	相談者の生活の自立に向けての支援を行い、併せて関係事業所との連携を図ります。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・相談支援員、就労支援員、家計相談員の専門性向上・地域に対する事業理解の促進を目的とした研修等の啓発活動・支援調整会議、ケース検討会議の実施・フードバンク事業への参画・犯罪を犯した者への支援

(4) 貸付事業による支援

【現状】 ○生活福祉資金
低所得世帯等に対し、必要な資金の貸付けを行っています。
○小口資金
低所得世帯で生活費等に一時的に困っている世帯に対し貸付けをし、生活の安定を図っています。

〈目標〉	生活困窮者自立支援事業を始め市や関係機関、民生委員児童委員との十分な連携を図り、相談者に対し包括的かつ継続的な支援を行ってきます。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・相談員の配置・関係機関との連絡調整の強化・生活困窮者自立支援事業と連携した事業の活用



|| 5 福祉ネットワークの充実

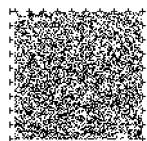
(1) ごてんば福祉施設協働事業「絆（わ）」

【現状】 市内 23 か所の社会福祉法人等の参画を得て年 2 回の会議を設け、情報交換を行うことで、多種多様な組織や人材をいかし地域課題の解決を図っています。

〈目標〉	地域のための公益活動を積極的に推進し、社会福祉法人等同士の連携を強化するための活動の支援をします。
《取組》	<ul style="list-style-type: none">・地域のための公益活動を推進・社会福祉法人等同士の情報交換や協力関係の確立・合同研修会の開催



ごてんば福祉施設協働事業「絆（わ）」研修会



IV 資料編

1 御殿場市地域福祉計画策定懇話会要綱

平成22年2月12日

告示第32号

改正 令和3年3月5日告示第79号

(趣旨)

第1条 御殿場市地域福祉計画の策定にあたり、広く市民の意見を聴取するため、御殿場市地域福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定める。

（一部改正〔令和3年告示79号〕）

(懇話事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。

- (1) 地域福祉の課題に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関すること。
- (3) その他地域福祉に関すること。

(参加対象者)

第3条 懇話会は、次に掲げる参加対象者のうちから、市長が依頼する者（以下「構成員」という。）

20人以内をもって構成する。

- (1) 各種団体に属する者
- (2) 福祉又は教育関係者
- (3) 知識と経験を有する者

（一部改正〔令和3年告示79号〕）

(構成員)

第4条 構成員は、懇話会に参加し、意見を述べる。

2 構成員の任期は、市長から懇話会の出席の依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の翌年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に、座長及び副座長1人を置き、構成員の互選により定める。

2 座長は、懇話会の進行を行う。
3 副座長は、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、座長に代わり懇話会の進行を行う。

(懇話会)

第6条 懇話会は、市長が招集する。

2 構成員（第3条第1号の者に限る。）が事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 懇話会は、公開とする。

(謝金等)

第7条 構成員が懇話会に参加したときは、当該構成員に謝金を支給することができる。

2 前条第2項の規定に基づき、代理人が懇話会に参加したときは、代理人に対して構成員と同額の謝金を支給する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月5日告示第79号）

この告示は、公示の日から施行する。

2 御殿場市地域福祉計画・御殿場市社会福祉協議会地域 福祉活動計画策定懇話会構成員名簿

役職	氏名	所属団体・組織名等
座長	勝 又 康 次	放課後児童育成会
副座長	小 野 美 和	障害児者サポートセンターふがく
構成員	伊 倉 正 博	玉穂地域福祉推進協議会
構成員	佐 藤 守	民生委員児童委員協議会
構成員	勝 又 立 雄	市区長会
構成員	鎌 野 幸 治	校長会
構成員	勝 又 康 代	園長会
構成員	勝 又 智恵子	婦人会連絡協議会
構成員	安 田 亜 紀	包括支援センター（富岳）
構成員	勝 俣 三 郎	ボランティア連絡協議会
構成員	外 山 富士子	御殿場市手をつなぐ育成会
構成員	内 海 隆 治	北駿地区保護司会

(順不同・敬称略)

|| 3 用語解説

あ行

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず支援の手が届いていない人に対し、市や支援機関などが積極的に訪問して情報提供・支援を行うことです。

居場所

子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、誰でも自由に参加できる通いの場のことをいいます。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的に、障害のある人と障害のない人が、共に学ぶことです。

NPO（エヌピーオー）

Non-Profit Organization の略で、様々な社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

か行

かけこみ 110 番の家

子どもが危険を感じたときや助けを求めてきたときに、子どもを保護して警察などに通報することに協力してくれる家や施設等の緊急避難場所のことです。

協働

共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの社会資源を提供し合い、協力して取り組むことです。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの難しい認知症の人や障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいいます。また、判断能力が十分でない人の生活・権利を守るため、自ら主張できるように支援することも含みます。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会といいます。

さ行

災害ボランティア

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指します。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受け入れ・情報提供等関係団体との連絡調整活動を行っています。

サロン

高齢者の集い・通いの場である高齢者サロンは、地域住民が主体となって運営・参加を行う、高齢者向けの地域交流の場です。また、子育てサロンは、子育てをしている保護者が交流の中で、子育ての楽しさを分かち合ったり、時には不安や悩みを共有したりすることができる「仲間づくりの場」です。主に0歳から未就園児までのお子様と親御さんが対象です。

市民後見人

専門職や親族以外の人で、地方自治体や専門機関が行う後見人養成講座などにより、成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付けた上、家庭裁判所から選任された後見人のことをいいます。

社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題解決したりするために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等の総称です。

社会福祉法

わが国における社会福祉サービスの基礎をなす法律で、昭和 26 年に制定されました。制定当初から平成 12 年までは社会福祉事業法と呼ばれていましたが、この間の社会状況の変容を受けた社会福祉基礎構造改革において大幅な改正が行われ、平成 12 年6月から社会福祉法として施行されました。社会福祉の目的や理念、原理などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人等社会福祉の基礎構造に関する規定が定められています。また、改正により福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が行われています。

少子化

出生率の低下やそれにともなう家庭や社会における子どもの数の低下傾向をいいます。

身体障害者手帳

身体に障害のある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳です。身体障害者とは、身体障害者程度等級表に該当する障害により都道府県から障害の認定を受けて手帳を交付された人をいいます。

生活困窮者

生活困窮者自立支援法第2条第1項に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」のことをいいます。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害により、長期にわたり日常生活、社会生活に制約のある人に対して交付される手帳です。

成年後見制度

家庭裁判所などで選ばれた後見人などが、本人の利益を考えながら代理で契約などの法律行為を行ったり、財産管理をしたりすることで、認知症、知的障害、精神障害によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る制度です。

セーフティネット

社会的・個人的な危機に対応する方策です。具体的には、健康保険、年金、失業保険、生活保護などの社会保障制度のことを指します。

た行

ダブルケア

育児と介護を同時に使う必要がある状況のことをいいます。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多く、広義では、子だけでなく孫の育児、親だけでなく祖父母の介護も含まれます。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指します。

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの様々な課題のことをいいます。

地域包括ケアシステム

令和7（2025）年を目指し高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことをいいます。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、地域の高齢者の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関のことです。主な業務は、包括的支援業務（①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）及び介護予防ケアマネジメント業務で、横断的な連携ネットワークを構築して実施します。

な行

日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障害等により、日常生活を営む上で、必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しい方を対象に、社会福祉協議会と対等な立場で契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度のことです。「成年後見制度」の補完的な性格を持ちます。

認知症

脳の病気や障害など様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態をいいます。認知症にはいくつかの種類があります。アルツハイマー型認知症は、認知症の中で最も多く、脳神経が変性して脳の一部が萎縮していく過程でおきる認知症です。次いで多い血管性認知症は、脳梗塞や脳出血などの脳血管障害によっておきる認知症です。

は行

8050問題

80代前後の高齢の親が50代前後の同居するひきこもりの子どもの生活を支える問題のことをいいます。

パブリックコメント

平成17年6月の行政手続法の改正により新設された手続で、市の基本的な政策や制度を定める計画や条例を制定するに当たって、事前にその案を示し、広く市民から意見や情報を募集するものです。

バリアフリー

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障害のある人や高齢者をはじめ誰もが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のことです。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。

ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）をいいます。

避難行動要支援者

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいいます。

ま行

民生委員児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）です。それぞれの地域において地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援等を行っています。また、民生委員は児童委員も兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っています。

や行

ヤングケアラー

家族にケアを必要とする人がいる場合に、本来なら大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話などを行っている18歳未満の子どもをいいます。通学や仕事に影響が生じていることがあります。

ユニバーサルデザイン

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、全ての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していくこうという考え方で、バリアフリーの考え方を更に進めたものです。施設や設備などにとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることがあります。

要介護（要支援）認定者

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができます。

この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護・要支援認定であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定されます。

ら行

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判断された人に対して交付される手帳です。

**第4次御殿場市地域福祉計画
第5次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画**

令和4年3月

御殿場市 健康福祉部 社会福祉課

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原 483
電話 0550-82-4136 FAX 0550-84-1046

社会福祉法人 御殿場市社会福祉協議会

〒412-0042 静岡県御殿場市萩原 988-1
電話 0550-70-6801 FAX 0550-89-5501

